

第4次大東市障害者長期計画

～障害の有無にかかわらず一人ひとりの人格と個性を尊重し、
すべての人が共に支えあい共に生きる社会をめざして～

平成28(2016)年3月

大 東 市

ごあいさつ



大東市では、障害者の自立及び社会参加等を支援する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする「障害者基本法」に基づき、一人ひとりの人格と個性を尊重し、共に生きる社会をめざして、障害者施策全般の取り組みの方向性を定めるため、平成23年3月に「第3次大東市障害者長期計画（後期計画）」を策定し、諸施策を進めてまいりましたが、このたび計画期間の最終年であることから、第4次計画を策定しました。

国におきましては、平成25年に障害者自立支援法に代わり障害者総合支援法の施行や、平成26年1月の障害者権利条約の批准に向けて障害者虐待防止法や今年4月から障害者差別解消法が施行されるなど、障害者を取り巻く環境は、大きく変化しております。

本計画では、「障害の有無にかかわらず一人ひとりの人格と個性を尊重し、すべての人が共に支えあい共に生きる社会」をめざして、これまでの取り組みの成果や課題、障害のある人のニーズ、新たな対応が必要な課題等を踏まえて見直しを行いました。

本市といたしましては、障害者の住まいの場の確保と就労支援を重点的に取り組むと共に、大阪府初となる「大東市こころふれあう手話言語条例」を制定し、今後も住みなれた地域の中で家族や知人など身近な人々と心のふれあいを保ち、生きがいを持ちながら安心して生活できる地域社会の構築をめざし、各種施策を展開してまいります。

最後になりましたが、計画の策定にあたり、貴重なご意見をお寄せいただきました各施設・団体等の皆様をはじめ、市民の皆さまに厚くお礼を申し上げます。

平成28年3月

大東市長 東坂 浩一

● 目 次 ●

第1章 計画の策定にあたって 1

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 計画の対象 4
- 3 計画の位置づけ 5
- 4 計画の期間 6
- 5 計画の策定体制 7
- 6 これまでの取り組みと課題 8

第2章 基本的な考え方 17

- 1 基本理念 17
- 2 基本視点 18
- 3 基本目標 19
- 4 重点課題 20

第3章 個別施策の展開 21

- 1 施策の体系 21
- 2 施策の展開 22
 - 基本目標Ⅰ 人権を尊重し権利を擁護する 22
 - 施策の方向1 人権意識・福祉意識の高揚 22
 - 施策の方向2 障害者虐待の防止 24
 - 施策の方向3 差別解消・権利擁護体制の充実 25
 - 基本目標Ⅱ 障害のある子どもの生きる力を育む 27
 - 施策の方向1 障害の早期発見・早期療育 27
 - 施策の方向2 保育・教育の充実 29
 - 施策の方向3 放課後活動等の充実 31
 - 施策の方向4 生活支援の充実 33
 - 基本目標Ⅲ 地域で自立した生活を送る 35
 - 施策の方向1 相談支援・情報提供の充実 35
 - 施策の方向2 家族介護者への支援 38
 - 施策の方向3 福祉サービスの充実 39
 - 施策の方向4 保健・医療サービスの充実 41
 - 施策の方向5 暮らしの場の確保 45

基本目標Ⅳ 地域で心豊かに活動する	46
施策の方向 1 雇用・就労支援の強化	46
施策の方向 2 居場所・生きがいつくりの促進	48
基本目標Ⅴ 地域で安心して暮らす	50
施策の方向 1 地域のふれあい、支えあい活動の促進	50
施策の方向 2 だれもが快適で生活しやすいバリアフリーな環境づくり	52
施策の方向 3 防犯の地域づくり	55
施策の方向 4 災害時も安心できる地域づくり	56

第 4 章 計画を実効あるものにするために 57

1 計画の推進体制	57
2 計画の進行管理	58

資料編 59

1 計画の策定経過および策定体制	59
2 用語の説明	65

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 背景

① 国の動向

(これまでの取り組み)

昭和 57（1982）年 3 月に、国連・障害者の十年の国内行動計画である「障害者対策に関する長期計画」を策定して以降、平成 5（1993）年 3 月に後継の「障害者対策に関する新長期計画」を、平成 14（2002）年 12 月には、平成 5（1993）年改正の「障害者基本法」（昭和 45 年法律第 84 号）に基づく「障害者基本計画」を策定し、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念の下、障害者施策の総合的かつ効果的な推進に努めてきました。

「障害者基本計画」においては、国がめざすべき社会を、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」とすることを掲げ、各分野において着実な取り組みが進められてきました。

この間、平成 16（2004）年の「発達障害者支援法」の成立、平成 17（2005）年の「障害者自立支援法」の成立、平成 18（2006）年の「教育基本法」および「学校教育法」の改正、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下、「バリアフリー新法」という。）の成立、平成 24（2012）年の「児童福祉法」の改正等、法令面でも進展が見られました。

平成 25（2013）年 3 月、「障害者基本計画」（第 3 次）が策定され、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向け、障害のある人の自立と社会参加の支援等のための施策の一層の推進が図られています。

(国際社会の動向)

平成 18（2006）年に国連において、障害のある人の権利および尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である、「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」という。）が採択されました。

(「障害者権利条約」締結に向けた取り組み等)

国では、平成 19（2007）年 9 月に「障害者権利条約」に署名し、その締結に先立ち、障害当事者の意見も聴きながら、国内法令の整備が推進されてきました。

平成 23（2011）年 7 月に、障害のある人の定義の見直しや障害の有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現等を内容として「障害者基本法」が改正されました。

平成 24（2012）年 6 月に、改正「障害者基本法」の趣旨を踏まえて、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）と名称が変更され成立しました。

平成 25（2013）年 6 月に、改正「障害者基本法」第 4 条の「差別の禁止」の基本原則を具体化する「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者

差別解消法」という。)が成立し、また、雇用の分野における差別禁止の推進のため、「障害者の雇用の促進等に関する法律」(以下「障害者雇用促進法」という。)が改正されました。

また、この間、改正「障害者基本法」に基づき、平成 24 (2012) 年 10 月には障害者への虐待の禁止や予防のための「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「障害者虐待防止法」という。)が、平成 25 (2013) 年 4 月に、障害者就労施設等の受注機会を確保するための「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(以下「障害者優先調達推進法」という。)が施行されました。

これらの国内法令の整備により、「障害者権利条約」は、平成 26 (2014) 年 1 月 20 日に批准され、同年 2 月 19 日に同条約は国について効力を発生しています。

② 大阪府の動向

「国連・障害者の十年」の成果を受け継ぎ、平成 6 (1994) 年 3 月に、「新大阪府障害者計画(ふれあいおおさか障害者計画)」(計画期間：平成 5 (1993) 年度～平成 14 (2002) 年度が策定され、障害のある人の「完全参加と平等」を実現するため、「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の理念に基づき、医療、保健、福祉、教育、労働、住宅、まちづくり等幅広い分野にわたる障害者施策が推進されました。

平成 15 (2003) 年 3 月に、「人が人間(ひと)として普通に暮らせる自立支援社会づくり」をめざし、「第 3 次大阪府障がい者計画」(計画期間：平成 23 (2011) 年度まで)が策定されました。

平成 24 (2012) 年 3 月に、障害者基本法の改正等国の制度改革の動きや大阪府の施策の進捗状況等を踏まえ、「第 4 次大阪府障がい者計画」(計画期間：平成 33 (2021) 年度まで)が策定され、「人が人間(ひと)として支えあいともに生きる自立支援社会づくり」を基本理念とする施策が展開されています。

③ 大東市の動向

本市では、障害者施策の基本的な方向と総合的な取り組みを示す計画として、昭和 61 (1986) 年度から 10 年間で 1 次とした「大東市障害者長期計画」を策定し、これまで第 3 次まで策定してきました。

「第 3 次大東市障害者長期計画」は、平成 18 (2006) 年 3 月に、平成 18 (2006) 年度から平成 27 (2015) 年度までの 10 年間で計画期間として、「一人ひとりの人格と個性を尊重し、共に生きる社会」をめざして策定しました。平成 18 (2006) 年 4 月の「障害者自立支援法(現在の障害者総合支援法)」の施行や、平成 19 (2007) 年 12 月の「重点施策実施 5 か年計画」の決定等さまざまな法制度の制定や改正、計画の策定を踏まえ、平成 23 (2011) 年 3 月に、第 3 次計画の後期計画(計画期間：平成 23 (2011) 年度～27 (2015) 年度の 5 年間)を策定し、障害者施策全般の取り組みを進めてきました。

平成 27 (2015) 年 9 月に、「手話は言語である」との認識に基づき、大阪府内

初めてとなる「大東市こころふれあう手話言語条例」を制定しました。

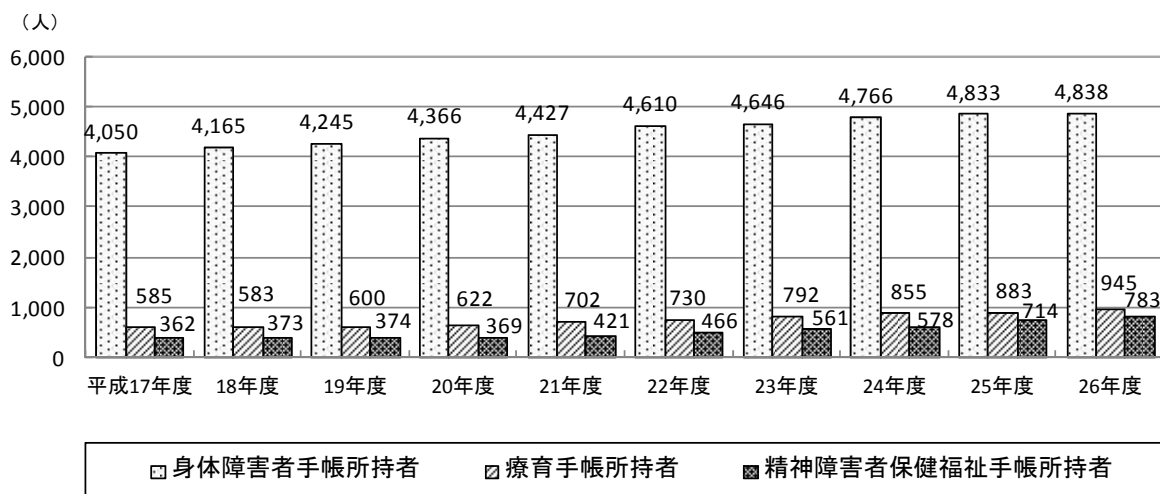
この間、障害のある人の手帳所持者数は3障害のいずれも増加傾向を示しています。

身体障害者手帳所持者数は、平成26(2014)年度には4,838人となっています。そのうち18歳未満が78人(1.6%)、18歳以上64歳未満が1,371人(28.3%)、65歳以上が3,389人(70.0%)となっています。

療育手帳所持者数は、平成26(2014)年度には945人となっています。そのうち18歳未満が324人(34.3%)、18歳以上64歳未満が598人(63.3%)、65歳以上が23人(2.4%)となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成26(2014)年度には783人となっています。そのうち18歳未満が35人(4.5%)、18歳以上64歳未満が632人(80.7%)、65歳以上が116人(14.8%)となっています。

■障害者手帳所持者数からみた障害のある人の推移



資料：障害福祉課調べ（各年度末現在）

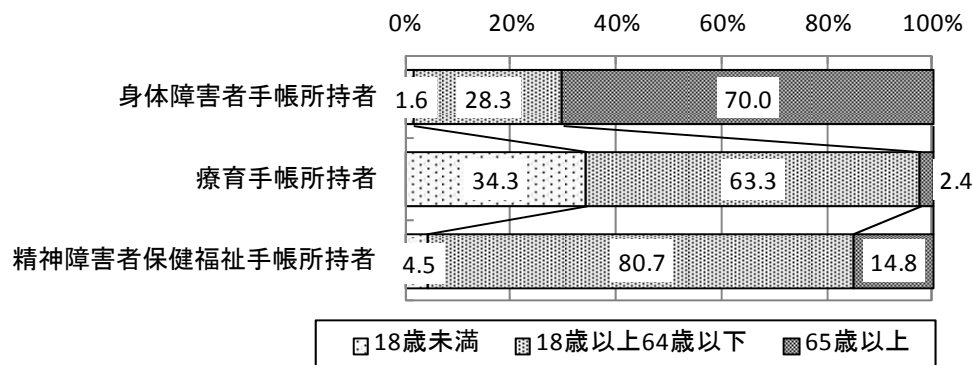
■障害者手帳所持者の年齢3区分別人数（平成26年度）

単位：人

	18歳未満	18歳以上 64歳以下	65歳以上	計
身体障害者手帳所持者	78	1,371	3,389	4,838
療育手帳所持者	324	598	23	945
精神障害者保健福祉手帳所持者	35	632	116	783

資料：障害福祉課調べ（年度末現在）

■障害者手帳所持者の年齢 3 区分別構成比（平成 26 年度）



資料：障害福祉課調べ（年度末現在）

（２）策定の目的

第3次大東市障害者長期計画（後期計画）が平成 27 年度末で終了するため、平成 23 年の障害者基本法の改正等国における制度全般にわたる改革の動きや、平成 26 年の障害者権利条約の批准、これまで大東市における障害のある人の施策の進捗状況等を踏まえ、今後 10 年間を見据えて、大東市の総合的な障害者施策の基本理念と基本方向を示し、施策全般にわたってさらなる充実を図っていくことを目的として策定します。

2 計画の対象

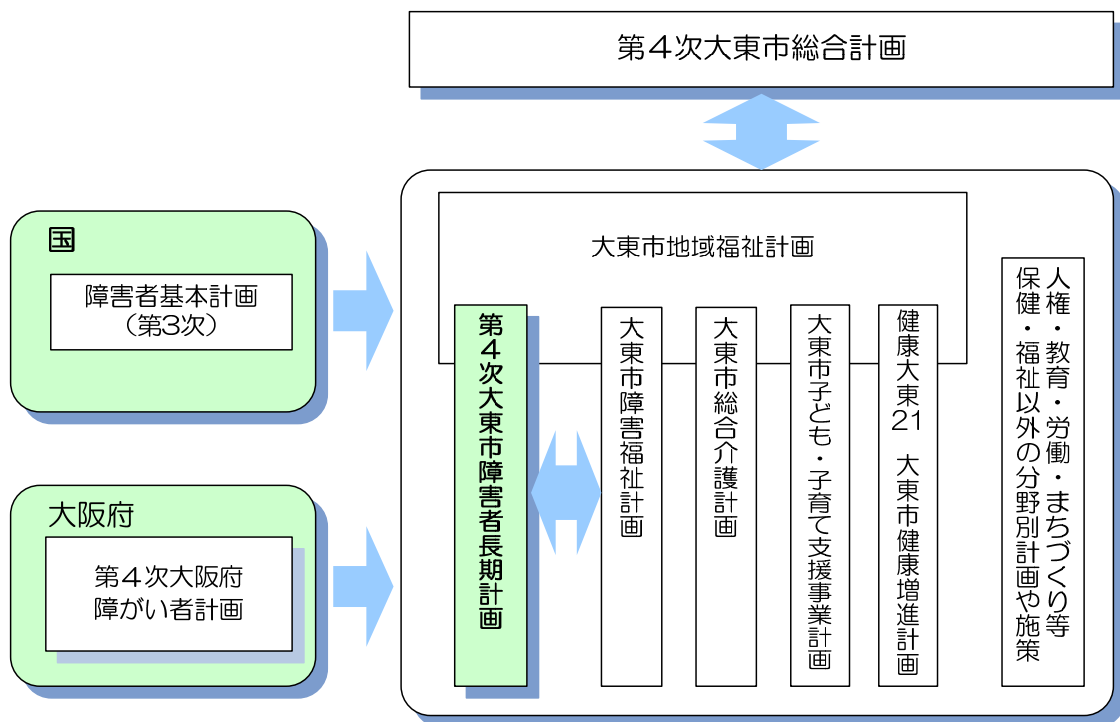
本計画の対象は、障害者基本法第2条の規定に基づく、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害および社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

社会的障壁とは、障害者基本法第2条において「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義されています。

3 計画の位置づけ

- ① 本計画は、障害者基本法（第11条第3項）に基づく「市町村障害者計画」であり、大東市の障害者施策の基本的な方向と総合的な取り組みを示す計画です。
- ② 国の「障害者基本計画（第3次）」および「第4次大阪府障がい者計画」との整合性に留意しています。
- ③ 本計画は、障害者総合支援法に基づく「大東市障害福祉計画」の内容を含みます。
- ④ 本計画は、「第4次大東市総合計画」を上位計画とし、「大東市地域福祉計画」、「大東市総合介護計画」、「大東市子ども・子育て支援事業計画」、「健康大東21 大東市健康増進計画」等の関連計画等との整合性を図ります。

■本計画と他計画との関係



4

計画の期間

本計画の期間は、平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間とします。

計画の期間

計 画 名 等	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	H35 年度	H36 年度	H37 年度
第4次大東市総合計画	第4次計画：基本構想（平成 13 年度～42 年度）									
	第2期基本計画 （平成 23 年度～32 年度）					第3期基本計画 （平成 33 年度～42 年度）				
大東市地域福祉計画	第3期計画 （平成 26 年度～30 年度）		第4期計画 （平成 31 年度～35 年度）					第5期計画 （平成 36 年度～40 年度）		
第4次大東市 障害者長期計画	第4次大東市障害者長期計画									
大東市障害福祉計画	第4期計画 （平成 27 年度～29 年度）	第5期計画 （平成 30 年度～32 年度）			第6期計画 （平成 33 年度～35 年度）			第7期計画 （平成 36 年度～38 年度）		
大東市総合介護計画	第6期計画 （平成 27 年度～29 年度）	第7期計画 （平成 30 年度～32 年度）			第8期計画 （平成 33 年度～35 年度）			第9期計画 （平成 36 年度～38 年度）		
大東市子ども・子育て 支援事業計画	（平成 27 年度～31 年度）				（平成 32 年度～36 年度）				（平成 37 年度 ～41 年度）	
健康大東 21 大東市 健康増進計画	大東市健康増進計画（第2次）（H27～H36 年度）									
大阪府の計画	第4次大阪府障がい者計画（H24～H33 年度）									
	第4期 大阪府障がい福祉計画 （H27～29 年度）	第5期 大阪府障がい福祉計画			第6期 大阪府障がい福祉計画			第7期 大阪府障がい福祉計画		
国の計画	障害者基本計画 （第3次） H25～29 年度									

5

計画の策定体制

① 大東市障害者長期計画作成市民会議

障害者長期計画の策定にあたっては、障害者施策に関わる幅広い関係機関等の意見を聴くとともに、障害のある人やその家族等を含めた当事者の意見を反映させることが不可欠であることから、学識経験者をはじめ障害者（児）団体、障害当事者、サービス提供事業者、教育・雇用機関関係者、公募市民からなる大東市障害者長期計画作成市民会議を設置し、審議します。

② 大東市障害者長期計画策定委員会

庁内関係各課からなる大東市障害者長期計画策定委員会を設置し、審議します。

③ 団体・事業所へのアンケート（一部ヒアリング）調査の実施

障害のある人の生活や医療・福祉・教育等さまざまな面での現状と課題を把握するため、障害者（児）団体および事業所に対してアンケート調査およびヒアリング調査（一部）を実施します。

6

これまでの取り組みと課題

6-1 総括

第3次計画（後期計画）についての取り組み状況を把握するため、関係課に対する事業調査を実施しました。基本目標別の事業数と達成度評価は下表のとおりです。

基本目標Ⅳの「地域でいきいきと活動するために」が0.866で最も高く、次いで基本目標Ⅰの「障害のある子どもの力を伸ばすために」が0.863、基本目標Ⅴの「安心して暮らせる環境をつくるために」が0.788で最も低く、全体としては230事業、0.828の達成度となっています。

■基本目標別実施事業数および達成度評価

単位（上段：事業、下段：％）

基 本 目 標	事業数	A	B	C	D	達成度 （平均ポイント）
Ⅰ 障害のある子どもの力を伸ばすために	62	35	22	3	2	0.863
	100	56.5	35.5	4.8	3.2	
Ⅱ 地域でのふれあい、支えあいを進めるために	41	10	30	1	0	0.805
	100	24.4	73.2	2.4	0.0	
Ⅲ 地域で自立した生活を送るために	73	27	39	5	2	0.812
	100	37.0	53.4	6.8	2.7	
Ⅳ 地域でいきいきと活動するために	28	13	15	0	0	0.866
	100	46.4	53.6	0.0	0.0	
Ⅴ 安心して暮らせる環境をつくるために	26	5	20	1	0	0.788
	100	19.2	76.9	3.8	0.0	
全 体	230	90	126	10	4	0.828
	100	39.1	54.8	4.3	1.7	

注）達成度の評価の基準（上記の表は、個別の事業ごとに評価したものを合計して算出）

- A 計画通りに進捗しており、概ね順調で、かなりの成果を上げることができた。
- B 現在、着手はしており、一定の成果を上げているが、課題もある。
- C 計画通りには進まず、大幅に遅れており、あまり成果はあがっていない。
- D 着手していない。

6-2 基本目標別

I 障害のある子どもの力を伸ばすために <重点課題⑤障害のある児童への支援体制の充実>

基本目標 I については、評価 A は 35 事業（56.5%）、B は 22 事業（35.5%）、C は 3 事業（4.8%）、D は 2 事業（3.2%）でした。

（1）障害の早期発見・早期療育

乳幼児健診・すこやか健診・専門職による保健相談等や親子教室等、就学予定児健康診断等により、障害の早期発見とともに早期療育へのつながりに努めてきました。しかしながら受診をされていない場合や受診後のフォローを望まない方もおられ、また集団に入りにくい親子もみられることから、今後ともきめ細やかな配慮による取り組みが望まれます。

また保育所（園）への巡回相談を行い、幼児の発達障害や発達上の支援を必要とする子どもの早期発見と相談支援に努めてきました。対象児が増えていることや認定こども園（1号認定）も対象となることから、相談回数の増加や相談員の研修の充実が求められています。

（2）保育・教育の充実

保育所（園）では障害のある児童を保育士の加配により受け入れています。保育士不足や対象児童の増加等により、安定した受け入れ体制の整備が必要となっています。

就学にあたっては、小学校での指導が円滑に行えるよう、保育所（園）入所児全員の保育要録、要支援児童には個別指導計画を作成しています。徐々に支援体制整備に努めてきた結果、すべての支援学級在籍児童生徒について、個別教育支援計画・指導計画を作成することができました。

通級指導教室に通う児童生徒についても作成状況は 100%です。通常の学級に所属する支援の必要な児童生徒の計画の作成は不十分な状況にあります。

各学校（園）には豊富な経験と高い専門性を持つ特別支援教育コーディネーターが配置されており、その専門性の継承が必要となっています。

（3）放課後活動等の充実

放課後児童クラブでは、指導員の加配により 1 年生から 6 年生まで受け入れています。今後も障害のある児童が安心して活動できるよう、条件整備に取り組んでいくことが必要です。

「放課後子ども教室推進事業」は、事業内容や対象学年が講師で決まったり、週 1 回程度なので、参加しにくい状況であり、「こども会育成振興事業」は、こども会加入者数自体が減少傾向にあり、障害のある児童の加入率も減少しています。

放課後等デイサービス事業所は 9 カ所（平成 27 年 8 月時点）あります。今後は学習障害や高機能広汎性発達障害等のある児童への支援が求められています。

「高齢者・障害者（児）プール開放事業」は、参加者数が少ないという理由で平成

25 年度に廃止されています。

地域におけるスポーツ活動やこども会の活動においても、障害のある児童が安心して楽しく参加できるように取り組んでいく必要があります。

(4) 生活支援の充実

放課後等デイサービスについては一定の事業所数は充実してきましたが、障害のある児童が利用できる短期入所の充実が必要です。

また、市内には医療的ケアが必要な障害のある児童への居宅サービスの事業所がなく、充実が求められています。

「機能強化事業（医療的ケア加算事業）」は、大東市で喀痰吸引の登録をしている事業所が少ないことが現状となっています。

Ⅱ 地域でのふれあい、支えあいを進めるために

基本目標Ⅱについては、評価Aは 10 事業（24.4%）、Bは 30 事業（73.2%）、Cは 1 事業（2.4%）、Dは 0 事業でした。

(1) 人権意識・福祉意識の高揚 <重点課題①人権意識・福祉意識の高揚>

障害のある人の人権および福祉について、広報誌を通じて、就労支援、住まいの確保等をテーマに啓発記事を掲載しています。障害者虐待の防止については、平成 24 年度より障害者虐待防止法の周知・啓発パンフレットを作成し啓発を行ってきました。

また市民を対象として、「憲法週間記念のつどい」や「人権週間記念のつどい」では憲法の尊重と人権意識の高揚を図り、障害者週間においては障害福祉についての関心と理解を深めるための「“共に生きるということ”を考えるつどい」を開催し、さらに市民講座等において、人権についての啓発や障害のある人への理解を促進する取り組みを行っています。

「障害者の権利に関する条約」の市民への周知は、関連する催物において触れたことはありますが、特化した啓発は行っていませんので、平成 26 年 1 月に批准され、法整備がなされてきたため、今後はさらなる啓発が求められます。

小・中学校における大東市人権教育研修事業では人権教育研究の推進校を委嘱し、また大東市教育研究フォーラムにおいては全教職員対象に支援教育についての研修を行っています。職員研修事業においては、職員および教職員を対象に人権研修を行っています。

事業所に対しては、人権研修の実施を促進しています。また大東市ケアマネジャー研究会においても実施していますが、介護職員は一部の参加に限られています。

障害者差別解消法の施行を踏まえ、障害のある人の人権の尊重については、今後とも多様な媒体や方法を活用して取り組んでいく必要があります。

(2) 地域のふれあい、支えあい活動の促進

おおむね小学校区（15カ所）における小地域ネットワーク活動において、子育てサロンや障害のある児童・人との交流会を開催しており、全校区での開催（現在6カ所）をめざしています。

中学校区（8カ所）では、話し合いや悩み相談の場で必要に応じて関係機関につなげていくお茶のみ休憩所の全校区での開設（現在4カ所）をめざしています。また地域教育協議会の開設により学校力は次第に高まっています。地域を挙げてのフェスタ等には地域在住の支援学校児童・生徒が参加しており、障害のある児童・生徒と顔見知りになった地域の方が声かけをしています。

人権文化センターでは、誰もが気軽に交流できる居場所を提供しています。

障害のある人やその家庭にきめ細かな福祉活動を展開できるよう、ボランティアの養成講座を開催しており、ボランティアの減少と高齢化への対応に努めています。また、市民活動やボランティア活動を実施しているNPO団体との市民協働事業に取り組んでいます。

地域や企業に対しては、出前講座により障害のある人への理解を促進するとともに、大東市社会福祉協議会行事への参加により障害者団体等との交流を深め、理解の促進を図っています。

(3) 地域リハビリテーションの推進

地域リハビリテーション理念について、障害者週間や出前講座、広報誌において市民への啓発に努めています。

地域活動支援センターにおける活動や、障害のある人が集う自主グループへの支援を通じて、障害のある人がいきいきと健康に生活できるように努めています。

Ⅲ 地域で自立した生活を送るために

基本目標Ⅲについては、評価Aは27事業（37.0%）、Bは39事業（53.4%）、Cは5事業（6.8%）、Dは2事業（2.7%）でした。

(1) 情報提供・相談体制の充実

相談支援事業所（4カ所）において、福祉サービスの利用や権利擁護・生活相談等についての相談支援を行っています。障害種別の相談窓口とともに、平成25年8月に設置された大東市基幹相談支援センターで行っている3障害ワンストップ相談窓口の周知を図る必要があります。

地域では、民生委員児童委員が相談員としての役割を果たしています。また障害に応じて身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神障害者相談員が配置されています。

情報提供については、広報誌やホームページの他に、2年に1回、冊子「障害のある人のための暮らしの情報」を発行しており、障害のある人や相談支援事業所、民生委員児童委員等に幅広く提供しています。また、出前講座等においても情報提供の機会と捉え、対象に応じた情報提供に努めています。

（２） 人権・権利擁護体制の充実

平成 24 年 10 月の障害者虐待防止法の施行により、障害のある人への虐待の防止に向けた取り組みを進めてきました。大東市虐待防止連絡会議を設置し、関係機関と連携を図り、虐待の予防および早期発見等に努めています。

また大東市障害者虐待防止センターを設置し、虐待の初期対応とともに、虐待防止の広報・啓発に取り組んでいます。児童および高齢者への虐待については、大東市児童虐待防止連絡会議、大東市高齢者虐待防止対策委員会とも連携を図り対応をしています。

判断能力が十分でない障害のある人に対しては、日常的な金銭管理等により在宅生活を支援する日常生活自立支援事業を実施しています。また財産管理等については、成年後見制度の周知と利用の促進を図っていますが、制度の複雑さや本人の理解が得られない等の課題もあります。また法人後見・市民後見人について検討が必要です。

（３）福祉サービスの充実

＜重点課題③障害福祉サービスの充実＞

障害福祉計画に基づき、障害福祉サービスの基盤整備を図り、障害のある人の必要とするサービスの提供に努めています。サービスの支給決定は、障害者支援区分の適切な設定に基づいています。苦情解決については、個別の申し出により関係機関と連携の上、対応しています。

市内には入所施設が 1 カ所ありますが、重度の障害のある方が多く、地域生活への移行はあまり進んでいません。

障害のある人の住まいの場の確保のため、グループホームの設置・改修についての補助制度を設置し、制度を活用して徐々に整備が進んでいます。今後とも、中・重度の障害のある人の受け入れを含めて設置数の増加が望まれます。また、短期入所についても、設置の補助制度を設けており、今後の設置の増加が望まれます。医療的ケアが必要な方の通所での受け入れは進んでいますが、訪問による居宅でのサービス提供については進んでいないのが実情です。

サービス提供事業者の自己評価の公開と第三者評価については、サービスの自己評価の情報公開について客観的な指標の検討が必要となっています。

＜重点課題⑥医療的ケア等への対応＞

訪問看護利用料の助成を通じて、在宅医療を推進し、重度障害のある人の生活の質の向上ならびに経済的負担の軽減を図っています。平成25年度の対象者数は18人、平成26年度の対象者数は23人でした。

大東市障害者総合支援協議会「医療と福祉」部会において、勉強会等を開催し、地域の事業所に啓発を行っています。また、通所事業所に対しては医療的ケアを必要とする人に対しての受け入れを依頼しています。通所においては3カ所の喀痰吸引登録事業所ができましたが、訪問系事業所においては登録事業所がありません。引き続き制度の情報提供に努め、事業所数の増加を図っていく必要があります。

(4) 保健・医療サービスの充実

障害のある人の保健・医療については、40歳未満健診や40歳以上74歳以下の国民健康保険加入者に対する特定健診・特定保健指導の中で対応をしています。

また、重度の身体障害および知的障害のある人の医療費を助成しています。

(5) 暮らしの場の確保 <重点課題②住まいの確保>

住まいの場であるグループホームは、平成27年度に約100人が利用しています。グループホームの設置については、平成25年9月に設置・改修のための補助制度を創設し、これまで平成25年度～27年度設置1件、改修1件の利用実績があります。

障害のある人の地域生活への移行や当事者および家族介護者の高齢化に伴い、中度・重度の障害のある人のグループホームがこれからますます求められます。グループホーム開設等補助金制度を活用していただく他、公営住宅や市有地の活用を含めて、事業所を支援する方策の検討が必要です。

保証人等の理由により、一般住宅への入居困難な人に対しては、居住サポート事業により、契約手続きの支援や居住支援を行っています。

(6) ケアマネジメントシステムの確立

障害福祉サービスを利用する障害のある人に対して、個別に計画相談支援を実施し、個人の状況に応じて必要なサービスを提供していくための体制は整ってきました。今後は相談支援専門員の支援技術の向上に努めていくことが必要です。

(7) 家族介護者の支援

障害のある人の家族介護者に対し、手帳の交付時に「障害のある人のための暮らしの情報」等により情報提供を行っています。相談窓口に来れない人への情報提供や、高次脳機能障害等の家族会のない介護者に対しての情報提供が課題となっています。

Ⅳ 地域でいきいきと活動するために

基本目標Ⅳについては、評価Aは13事業(46.4%)、Bは15事業(53.6%)、CおよびDは0事業でした。

(1) 雇用・就労支援の強化 <重点課題④雇用・就労支援の強化>

障害のある人の雇用・就労について、企業への理解を促進するため、障害者事業所の見学会の開催(平成27年3月から)や、ホームページで国等の助成制度の紹介を行っています。

市内3カ所の地域就労支援センターでは、就労支援コーディネーターを配置し、障害のある人の就労相談を受け付けています。引き続き相談を必要とする方の掘り起こしが必要です。またハローワークや北河内東障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携により、雇用や就労相談を進めています。

企業等に就労した障害のある人に対しては、所属していた障害者福祉サービス事業所より支援員を派遣する等により職場定着を支援しており、今後の利用の増加が望まれます。

障害福祉サービスでは、就労移行支援等の就労系サービスの支給決定を行い、一般就労をめざした支援を行っています。

身体障害および知的障害のある人の福祉店舗を設置し運営しています。製品の販売先の確保が必要となっています。

庁内では、法定雇用を達成するとともに、インターンシップ事業により、障害のある人の職場体験に取り組んでいます。今後とも各課の理解と受け入れの促進が必要です。指定管理者においても、法定雇用率が達成され、指定管理を行っている施設のうち5つの指定管理施設においては障害のある人の雇用が行われています。

（２）生きがいづくりの促進

障害者団体と市民の交流の場として、毎年「愛あい広場」を開催しています。また障害者団体の社会参加の促進のため、マイクロバス等の貸出を行っています。

障害のある人のスポーツへの参加について、毎年ニュースポーツフェスティバルを開催し、ニュースポーツの紹介・体験を行っています。ニュースポーツは手軽に取り組めるスポーツであるため、幅広い年齢層に多くの種目を普及できるよう、展開していくことが望まれます。大阪府障害者スポーツ大会や京阪ブロック障害者スポーツ大会についても、若い選手の増加が望まれています。

障害のある人の芸術・文化への参加について、障害者芸術・文化講座開催等事業として、講座や展示会を開催しています。より多くの方が参加できるよう周知が必要です。文化ホール事業として、視覚障害のある人が楽しめる展示や介助犬を使った体験講座を実施しています。

（３）外出の支援

外出時の移動支援として、個別の状況に応じてヘルパーの支給決定を行うとともに、福祉タクシー利用券の交付および福祉車両による移送サービスを行っています。

外出時の意思疎通を支援するため、聴覚障害のある人に対して手話通訳者の派遣や、要約筆記者（文字通訳）の派遣を行っています。

V 安心して暮らせる環境をつくるために

基本目標Vについては、評価Aは5事業（19.2%）、Bは20事業（76.9%）、Cは1事業（3.8%）、Dは0事業でした。

（1）だれもが快適で生活しやすい環境づくり

「大阪府福祉のまちづくり条例」やバリアフリー新法に基づき、市役所をはじめ公共施設のバリアフリー化を進めています。また、大東市バリアフリー基本構想に基づき、多くの高齢者や障害のある人が利用する生活関連施設や生活関連経路のバリアフリー化を進めています。

放置自転車等防止の街頭啓発や、放置自転車等の移送を行っています。

障害のある人や高齢者への住宅改修相談を通じて暮らしやすい住環境を促進しています。

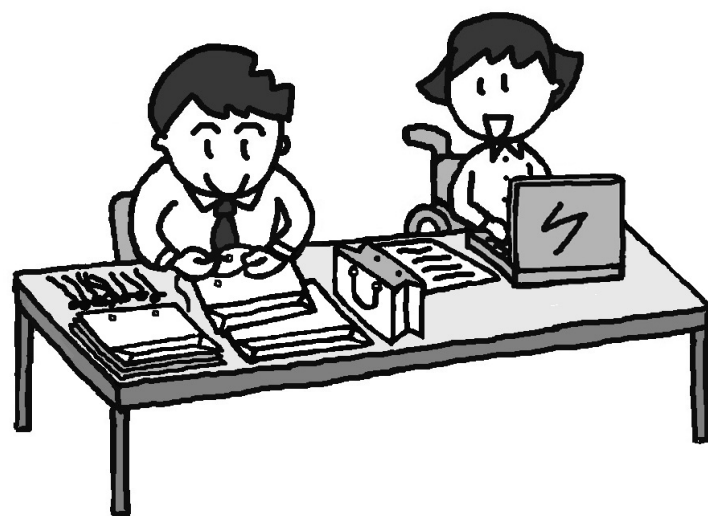
（2）犯罪を防止し、災害時にも安心できる地域づくり

消費生活センターでは、悪質商法や詐欺行為の被害に遭った市民を救済するために相談・斡旋を行うとともに、被害を未然に防ぐために相談員が各地域に出向き啓発講座を実施するほか、広報誌に連続コラムを掲載しています。今後とも消費生活センターの周知に努める必要があります。

大東市の防犯活動は、各自治会の防犯委員の活動によるところが大きく、防犯委員会に補助金を交付し、支援しています。

防災対策としては、毎年1回、住民参加型の防災訓練を実施していますが、障害のある人と自治会・自主防災組織との関わりが少ないため、障害のある人の避難訓練への参加が少ない状況にあります。災害対策基本法の改正を受けて、一定条件の該当者を対象に、該当者の同意があれば自主防災組織に対して情報提供が可能となる要支援者リストを作成する必要があります。

消防訓練や救命講習を依頼により行っていますが、障害のある人への対策を主眼とした訓練等も、今後充実していく必要があります。



第2章

基本的な考え方

1 基本理念

すべての市民は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を有するかけがえのない存在です。

しかしながら、障害のある人にとっては、その障害により、また障害があることによる事物・制度・慣行・観念等の様々な社会的障壁により、日常生活および社会生活において継続的な制限を受ける状態にあります。

すべての市民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、自立と社会参加を実現していくためには、一人ひとりが障害についての理解を深めることにより、互いに人格を尊重し合うことが大切です。

そのうえで、一人ひとりが障害を理由とする不合理な差別について気づき、障害の特性に応じて適切な支援を行うという合理的な配慮のもとに差別を解消していく必要があります。

本市では、これまでノーマライゼーション社会の実現、地域リハビリテーション社会の実現、ユニバーサルデザインのまちづくりを基本理念として障害者施策に取り組んできました。これらの基本理念は引き続き計画の根底にあるものと考えます。

そして、障害の有無にかかわらず、共に支えあい、共に生きる社会こそが、私達がめざす理想的な社会であるとの認識を共有し、その実現に向けて不断に努力していくことが今後も求められます。

このような考え方を踏まえ、本計画のめざすべき社会像を「障害の有無にかかわらず一人ひとりの人格と個性を尊重し、すべての人が共に支えあい共に生きる社会」とします。

＜計画のめざす姿＞

障害の有無にかかわらず一人ひとりの人格と個性を尊重し、

すべての人が共に支えあい共に生きる社会

2

基本視点

基本理念を実現するために、「障害のある人が安心できるまちづくり」に引き続き取り組んでいきます。障害の有無にかかわらず、すべての市民が一人の人間として、尊重され、共に暮らし、共に生きることのできる地域社会となるよう、本計画を遂行する際にすべての施策を貫く視点として、次のように考えます。

（１）障害のある人の権利と主体性の尊重

障害のある人も、障害のない人と等しく基本的人権を享有する個人として尊重され、また自立と社会参加について、自らの意思で選択し、決定する主体として尊重されるようにします。

（２）障害を理由とする差別の禁止

障害のある人が、障害があることを理由として、差別や権利侵害を被ることがあってはなりません。障害のある人が、自立と社会参加において必要とする様々なことから進めていく上での社会的障壁については、必要かつ合理的な配慮により除去されなければなりません。

（３）障害のある人の地域社会の一員としての尊重

障害のある人が、生活の様々な場面での支援を受けながら、どこで誰と生活するのかについて選択する機会が確保されるとともに、地域社会の一員として安心して暮らしていけるようにします。

（４）多様な主体の協働による推進

障害のある人への支援は、社会的、経済的、文化的な様々な方面にわたるものであり、また一つひとつの支援が複合的な主体によって取り組まれることも多くなっています。今後ますます障害のある人のニーズや支援が多様化、複雑化していく中で、市、市民、ボランティア、NPO、事業者、企業、学校・園等多様な主体の協働によって取り組んでいきます。

3 基本目標

I 人権を尊重し権利を擁護する

すべての人々が互いの人権を尊重し、権利を擁護する意識を持ち、擁護の体制を整えていくことをめざします。特に障害のある人に対する虐待については、絶対にあってはならないこととの認識を強く持ち、誰もが虐待の早期発見をすることが大切です。障害のある人への差別のない社会づくりをめざします。

II 障害のある子どもの生きる力を育む

障害の早期発見から早期療育につなげ、また必要とする教育を十分に受けることにより、障害のある子どもの個性と有する能力を最大限に伸ばし、将来において自分らしく生きる力を養えるよう支援の充実をめざします。

III 地域で自立した生活を送る

障害のある人が、地域で自立し社会参加していくために必要とする、相談支援、住まい、就労、余暇、介護、保健・医療等、様々な面にわたる支援の基盤を整え、一人ひとりの障害の特性や状況に応じてサービスが提供できることをめざします。

IV 地域で心豊かに活動する

障害のある人が就労を通じた社会参加を実現できるよう、関係機関や事業所等との連携により、雇用に向けた企業への働きかけや一般就労への取り組み等、就労支援を強化します。安心できる居場所をもち、楽しく余暇を過ごすことができることをめざします。

V 地域で安心して暮らす

障害のある人が地域の人々のつながりを深めることにより、地域社会の一員として安心して暮らすことができます。また誰もが快適に移動し、生活できるよう施設・交通機関の利用や、意思疎通面等でのバリアフリー化をめざします。また消費者として犯罪から守られること、災害時の避難や安否確認等、地域ぐるみの防災対策や支援体制づくりを推進します。

4

重点課題

(1) 差別解消・権利擁護の推進

障害があるという理由で差別を受けることがないように、市民および民間事業者に啓発を行うとともに、市においては必要な合理的配慮についての対応について要領の策定、相談窓口、職員研修を行うことが必要です。

また、判断能力が十分でない障害のある人に対しては、金銭管理や財産管理等についての支援の充実が必要です。

(2) 地域生活への移行の推進

入院・入所している障害のある人が地域で生活ができるよう、大阪府や医療機関、施設等との連携により、支援の充実が必要です。

(3) 地域で暮らすための住まいの確保

地域生活へ移行する人や住み慣れた地域で暮らしていけるよう、住まいの場の確保が必要であり、グループホームや一般住宅への居住についての支援の充実が必要です。

(4) 雇用・就労支援の強化

障害のある人が自立して心豊かに生活を送ることができるよう、企業での雇用や就労の支援の強化が必要です。

(5) 重度の障害のある人への支援体制の整備

医療的ケアが必要な重症心身障害のある人等重度の障害のある人への必要なサービスの充実が必要です。

(6) 施策の谷間にあった障害のある人への支援の推進

これまで施策の谷間にあった、発達障害のある人および児童、盲ろう者、高次脳機能障害のある人、難病・慢性疾患患者等に対して、必要なサービスの充実が必要です。

第3章

個別施策の展開

1 施策の体系

本計画がめざすべき将来像の実現に向けて、5つの基本目標のもとに、18の施策の方向により、施策の体系を設定します。

めざすべき
将来像

**障害の有無にかかわらず一人ひとりの人格と個性を尊重し、
すべての人が共に支えあい共に生きる社会**

【基本目標】

【施策の方向】

I 人権を尊重し 権利を擁護する

- (1) 人権意識・福祉意識の高揚
- (2) 障害者虐待の防止
- (3) 差別解消・権利擁護体制の充実

II 障害のある子ども の生きる力を育む

- (1) 障害の早期発見・早期療育
- (2) 保育・教育の充実
- (3) 放課後活動等の充実
- (4) 生活支援の充実

III 地域で自立した生活 を送る

- (1) 相談支援・情報提供の充実
- (2) 家族介護者への支援
- (3) 福祉サービスの充実
- (4) 保健・医療サービスの充実
- (5) 暮らしの場の確保

IV 地域で心豊かに活動 する

- (1) 雇用・就労支援の強化
- (2) 居場所・生きがいづくりの促進

V 地域で安心して暮ら す

- (1) 地域のふれあい、支えあい活動の促進
- (2) だれもが快適で生活しやすいバリアフリーな環境づくり
- (3) 防犯の地域づくり
- (4) 災害時も安心できる地域づくり

基本目標	I 人権を尊重し権利を擁護する
------	-----------------

施策の方向1 人権意識・福祉意識の高揚

課 題

- 障害のある人への市民の理解の促進
- 障害のある人への市職員や教職員の理解の促進
- 子どもの頃から障害のある人との交流の促進

施策の方向

障害のある人への理解を深め、人権を尊重する意識と福祉の意識を育むための啓発や学習、研修等の充実を図ります。

子どもの頃から障害のある人・子どもと接することにより、障害への理解を深め、共生意識を育む取り組みを充実します。

①人権教育・啓発の推進

取り組み	内 容	担当課
人権教育・啓発の推進	人権意識や福祉意識を高めるため、本計画の基本理念について、広報をはじめ様々な媒体や機会を通じて市民に周知します。	障害福祉課 人権室
	障害のある人の人権についての理解や認識を深めるための講演会や懇談会等の開催を推進します。	障害福祉課 人権室 関係各課
障害のある人に関する学習機会の提供	市民を対象に、障害のある人の人権について学習する機会を提供します。	障害福祉課 人権室
	市と大東市障害者総合支援協議会が連携し、障害のある人に関する啓発事業や広報活動を推進します。	障害福祉課
	大東市人権教育研究推進校の取り組み内容について、保護者や市民対象に、広く学校だよりやホームページにより啓発・広報を図ります。	教育政策室

取り組み	内 容	担当課
人権研修の推進	市職員に対し、障害のある人への理解を含めた人権研修の充実を図ります。	人事課
	学校管理職に対する支援教育の研修会を実施するとともに、研修内容を全教職員に広め、共有できるよう努めます。	教育政策室
	市民と接する機会の多い業務について、市と業務委託契約締結事業者に対し、人権研修を実施するなど人権啓発の推進に努めるよう人権啓発研修条項を入れます。	契約課 人権室 関係各課
	大東市ケアマネジャー研究会において、人権研修を実施するとともに、介護保険サービス提供事業所の職員に対する人権研修の実施を促進します。	高齢支援課

②障害のある人への理解と交流の推進

取り組み	内 容	担当課
障害のある人や障害についての理解の推進	障害のある児童と障害のない児童との相互理解と交流を深めるための活動を一層推進します。	子ども室 教育政策室
	小・中学校等において、障害のある人に対する理解と認識を深めるための体験学習や、障害者施設等との交流によるボランティア体験学習などを進めます。	教育政策室
	地域で障害のある人を支援するなどの地域福祉を推進するため、民生委員児童委員、校区福祉委員等地域の福祉活動の担い手に対して、障害についての理解や障害のある人を支援するために必要な基本的知識の普及を図ります。	福祉政策課

施策の方向2 障害者虐待の防止

課 題

- 家族や施設職員、就労先等からの虐待防止
- 虐待防止のためのネットワークの構築
- 虐待の早期発見と被害を受けた障害のある人の支援の推進



施策の方向

障害者虐待防止法の施行を踏まえ、障害のある人への虐待の防止の一層の推進を図ります。虐待が身近な関係者により行われることが多いことから、家族を含む市民および社会福祉施設等への啓発を進めるとともに、早期発見に努め、虐待を受けた被害者への適切な支援を行います。

①虐待防止の推進

取り組み	内 容	担当課
《重点》 虐待防止に関する意識啓発	障害のある人に対する虐待を防止するため、市民や社会福祉施設等に対する虐待防止に関する理解を深めるための啓発を行います。	障害福祉課 高齢支援課
《重点・新規》 大東市障害者虐待防止センターによる支援	障害者虐待防止法の施行に伴い設置した大東市障害者虐待防止センターにおいて、障害のある人への虐待の防止とともに、虐待を受けた障害のある人等への支援を行います。	障害福祉課
関係者会議の推進	《新規》 大東市における障害のある人への虐待の防止のため、関係機関が有機的な連携を図り、虐待の予防および早期発見と、虐待を受けた障害のある人および養護者への支援を行う虐待防止対策連絡会議を設置運営します。	障害福祉課
	障害のある児童への虐待については大東市児童虐待防止連絡会議、障害のある高齢者への虐待については大東市高齢者虐待防止対策委員会との連携を図ります。	障害福祉課 高齢支援課 子ども室

取り組み	内 容	担当課
《重点・新規》 虐待等人権侵害への対応	養護者、企業、施設職員等に対し、障害のある人への様々な生活場面での虐待を防止する等、人権を守るため働きかけるとともに、相談や通報に対して大東市障害者虐待防止センター等関係機関と連携をとり適切な対応を図ります。	障害福祉課

施策の方向3 差別解消・権利擁護体制の充実

課 題

- 障害のある人への差別解消についての啓発
- 学校、職場、仕事を探すとき等での差別やいやな思いの解消
- 学校での障害のある児童への見守り



施策の方向

障害者差別解消法の施行を踏まえ、障害を理由とする差別の解消に向け、当事者、家族、市民および事業者、学校等へ幅広く啓発を進め、市庁内においても不当な差別的取扱いがなく、合理的な配慮の提供ができるよう体制の整備を図ります。また市域の関係機関の連携による取り組みを推進します。

障害のある人の日常生活上や財産管理等権利の擁護についての取り組みの充実を図ります。

①差別の解消

取り組み	内 容	担当課
《重点・新規》 差別解消についての啓発の推進	障害を理由とする差別の解消に向け、当事者・家族、市民および事業者を対象に啓発を推進します。	障害福祉課
《重点・新規》 市の差別解消の取り組みに関する対応要領策定と実施	市は不当な差別的取扱いの禁止および合理的配慮の提供を確実なものとするための対応要領を策定します。また、職員を対象に研修・啓発等を実施します。	障害福祉課 関係各課
	障害のある人への差別の解消を効果的に推進するため、市域における様々な関係機関が、市域の実情に応じた差別の解消のための取り組みを主体的に行うネットワークを構築します。	障害福祉課

②権利擁護体制の確立

取り組み	内 容	担当課
権利擁護制度の利用促進	判断能力が十分でない障害のある人や高齢者等が、生活の自立の援助や福祉の向上が図られるよう、日常生活において金銭管理やサービス利用支援等を受けることができる日常生活自立支援事業について当事者や家族に対する周知を図り、利用を促進します。	障害福祉課 高齢支援課 福祉政策課
	判断能力が十分でない障害のある人や高齢者等が、生活の自立の援助や福祉の向上が図られるよう、当事者や家族等に対し成年後見制度の周知を図り、利用を促進します。また、法人後見支援を実施するとともに、市民後見人について検討します。	障害福祉課 高齢支援課 福祉政策課
権利擁護制度の研修の充実	日常生活自立支援事業や成年後見制度について、障害者相談支援事業所をはじめ、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対する研修を推進します。	障害福祉課 高齢支援課
《新規》 選挙の支援	障害の特性に応じ、選挙等に関する情報提供や投票所における投票環境の向上、代理投票の適切な実施等選挙における配慮を行います。	選挙管理委員会 事務局

基本目標 II 障害のある子どもの生きる力を育む

施策の方向1 障害の早期発見・早期療育

課題

- 障害の早期発見のための健診の勧奨とフォローの推進
- 発達相談の充実
- 重度障害のある子どもへの支援の充実

施策の方向

障害の早期発見に努め、適切な早期療育につなぐことができるよう、乳幼児健診等の受診を勧奨するとともに、専門機関との連携のもとフォロー体制の充実を図ります。小・中学校においても発達障害のある子どもや発達の遅れのある子どもに対しての相談・支援を充実します。また、障害のある子どもの保護者に対して、将来にわたる不安の緩和・解消に向けた情報提供を図ります。

①障害の原因となる疾病等の予防・早期発見

取り組み	内 容	担当課
乳幼児健診等とフォローアップ体制の充実	乳幼児健診やすこやか健診、未熟児健診・未熟児交流会、また、保健師の家庭訪問や保護者からの相談等により、速やかに療育につなげるよう支援を行い、各関係機関との連携のもとに子育て支援を行います。	地域保健課
	乳幼児健診でフォローが必要とされた乳幼児に対し、親子で一緒に遊びながら育児の方法を学び、安心して子育てができるように育成し、関係機関との連携のもとに支援します。	地域保健課
児童・生徒の健康診断の推進	小学校入学前児童に、疾病等が見つかった場合、あらかじめ必要な治療を勧め、学校での集団生活に備えることを目的に健康診断を実施します。また、障害のある子どもの就学についての相談案内および療育相談の支援をします。	学校管理課
	小・中学校における児童・生徒の健康保持と疾病等予防を推進するため、小・中学校における健康診断の実施とフォローアップを進めます。	学校管理課

取り組み	内 容	担当課
	また、家庭と連携し健康診断結果の活用を進めます。	

②療育・訓練等支援体制の充実

取り組み	内 容	担当課
相談・支援の充実	運動発達に遅れのある子どもや発達のつまづき、言葉の遅れなどの発達上の支援を必要とする就学前の乳幼児に対して、自由遊びや設定遊び、個別指導、機能訓練などに子どもが主体的に取り組むことにより発達を促します。また、保護者に対する療育指導を行います。	子ども室
	障害のある児童の地域での生活を支えるため、必要に応じて相談を受け、障害福祉サービスや障害児通所支援等の支給決定を行います。	子ども室 障害福祉課
	発達に配慮を要する幼児・児童・生徒および保護者や教職員に対し、臨床心理士等による保育・授業観察を実施し、助言等を行います。	子ども室 教育政策室
《新規》 情報提供の充実	障害のある乳幼児・児童の早期療育や保護者の将来の不安を解消していくために必要な情報の提供を図ります。	子ども室 地域保健課
発達障害等への対応	保育所（園）に対して、発達相談員が対象児童の状況を確認するため保育所を訪問します。また、保育所職員または保護者に児童の接し方等の相談に応じたり、助言を行います。	子ども室
	保育所（園）や認定こども園、幼稚園において、発達障害や発達上の支援を必要としている子どもの早期発見が行えるよう、保育士や幼稚園教諭の研修の充実を図ります。	子ども室 教育政策室
	幼稚園、小・中学校からの発達相談依頼に対し、巡回により各校園において、子ども（保護者）、学校（園）、発達相談員の三者で、発達検査を伴う相談を実施します。検査後に保護者相談、教職員相談も実施します。	教育政策室

施策の方向2 保育・教育の充実

課 題

- 軽度障害および発達障害のある児童の教育支援の充実
- 小学校支援学級や支援学校の充実
- 一貫した教育の充実

施策の方向

障害のある子どもが、一人ひとりの個性や障害の状況に応じて、適切な保育・教育を受けることができるよう支援します。また、障害のある子どもと障害のない子どもが「ともに学び、ともに育つ」ことによって、幼いころからお互いの人権尊重の意識を育むことができるよう努めます。

①障害のある就学前児童の保育・教育の充実

取り組み	内 容	担当課
障害児保育、人権教育の推進	障害の有無にかかわらず、ともに学び、ともに育つことができるような視点での保育の充実を図ります。	子ども室
	子どもが生命の大切さや多様性を認め合えるよう、また、子どもの人権を尊重し、一人ひとりの子どもの特性や発達段階での課題に対応できるよう、保育所（園）、認定こども園、幼稚園での人権教育の研究と実践に努めます。	子ども室 教育政策室
関係機関・関係課等の連携強化	障害のある子どもの成長に応じて引継ぎができるよう、関係課および関係機関の連携を強化します。	地域保健課
	保育所（園）、認定こども園に入所している全児童の保育要録、また対象となる個別指導計画を作成し、小学校での指導が円滑に行えるよう、各小学校に送付し、連携を深めます。	子ども室
教職員研修の充実	障害の程度や発達の段階に応じて、一人ひとりの可能性を伸ばせるよう、保育所（園）や認定こども園、幼稚園の教職員研修の充実に努めます。	子ども室 教育政策室

②学校教育、特別支援教育の推進

取り組み	内 容	担当課
適正な就学指導	関係機関との連携を強化し、障害の状況、発達段階、教育ニーズに応じた適切な教育・療育が受けられるよう、相談体制の充実に努めます。	教育政策室
	円滑な就学が図られるよう、私立幼稚園との連携を密にする中で就学相談を実施していきます。	教育政策室
個別の教育支援、指導の充実	障害のある子どもがその持てる可能性を最大限に伸ばし、将来自らの選択に基づき自立した生活を送ることができるよう、「個別の教育支援計画・指導計画」に基づき、きめ細かな教育・支援の充実に努めます。	教育政策室
《新規》 特別支援教育の充実	合理的配慮を含む必要な支援を受けながら、障害の有無にかかわらず児童・生徒が「ともに学び、ともに育つ」ために、学校卒業までの個別の教育支援の実現に向け、小・中学校における通常学級、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校など「多様な学びの場」における教育環境および支援体制の充実に努めます。	教育政策室
特別支援教育に関する教職員研修の充実	障害の程度や発達の段階に応じて、一人ひとりの可能性を伸ばし、生きる力を育めるよう、特別支援教育に関する教職員研修の充実に努めます。	教育政策室
	特別支援教育コーディネーターの、特別支援教育に関する豊富な経験と高い専門性を若い教員に継承していく校内システムの構築を進めます。	教育政策室
障害についての理解・認識の啓発	保護者をはじめ地域住民に対して、障害や心の健康などについて理解や認識を深められるよう、学校の保護者会活動や講演会等を通じて啓発を図ります。	教育政策室
自立に向けての総合的な教育の推進	各学校において、将来の進路を展望したキャリア教育の推進に努めます。	教育政策室

③医療的ケアを必要とする子どもへの対応

取り組み	内 容	担当課
専門的人材の活用	医療的ケアを必要とする子どもが安心して学校等生活を送ることができるよう、医療機関との密接な連携を図り、専門的人材の配置や研修の実施などの取り組みの充実に努めます。	子ども室 教育政策室

④学校等施設のバリアフリー化・耐震化

取り組み	内 容	担当課
学校等施設・設備の改修	学校バリアフリー化については一定の基準を達成しており、今後は合理的配慮の必要に応じて、行っていきます。	学校管理課
	障害児教育基本方針に即し、在学児個々の障害の状況に合わせた施設・設備の改修を、必要に応じて行っていきます。	学校管理課
学校等施設の耐震化の推進	保育所や認定こども園、幼稚園、学校等において、耐震診断に基づき、順次耐震化を進めます。また、私立保育園については、耐震化を支援します。	子ども室 学校管理課

施策の方向3 放課後活動等の充実

課 題

- 障害のある子どもの放課後活動の充実
- 障害のある児童が安心して遊べる場づくり
- 地域における居場所づくり
- スポーツや文化・芸術活動を通じた豊かな経験



施策の方向

障害のある子どもが安心して遊べる公園づくりや、放課後に多様な過ごし方ができる居場所づくり、地域における居場所づくりに努めます。また地域でスポーツや文化等の面で豊かな体験ができるよう支援を充実します。

①遊び場や居場所づくりの推進

取り組み	内 容	担当課
安全で安心して遊べる場の提供	子どもが安心して遊べるよう、都市公園の計画的なリニューアルを進めます。	みどり課
放課後の子どもの居場所づくり	市内小学校において、地域の高齢者・育成者の協力を得て、放課後および土・日曜日に安全・安心な子どもの居場所や学習の場を確保します。	生涯学習課
	昼間就労等により、保護者のいない児童を対象に放課後等デイサービスや市内の放課後児童クラブに当該小学校の児童だけでなく、支援学校に登校する児童を受け入れます。	子ども室 生涯学習課
地域での居場所の確保	学齢障害児を対象に療育の観点から個別療育や集団療育を行う放課後等デイサービスを促進します。	子ども室
	学校・地域・家庭等が相互に連携し、多くの人々が子どもにかかわることで子どもの健全育成を図る地域教育協議会活動を促進します。	教育政策室
	地域住民や地域団体、ボランティア、NPO、社会福祉施設等が連携し、誰もが気軽に集い、交流できる憩いの場づくりを促進します。	福祉政策課

②豊かな体験や交流機会の充実

取り組み	内 容	担当課
地域での子ども同士や世代間交流の促進	障害のある子どもが、地域の中で交流が図られるよう、障害児通所支援事業所と公立保育所との交流を推進します。	子ども室
公民館事業の推進	障害のある子どもが、地域の中で豊かな体験や交流が図られるよう、公民館における体験学習や映画上映等、参加しやすい事業の推進に努めます。	生涯学習課
スポーツの機会の提供	スポーツに親しみながら地域での交流を深められるよう行われる地域ファミリースポーツ大会への障害のある子どもや人の参加を促進します。	スポーツ振興課
	地域での複数のスポーツを指導しながら、地域の子育てを共に考えたり、交流を深めるため、総合型スポーツクラブ事業を推進します。	スポーツ振興課

取り組み	内 容	担当課
大東市こども会育成連絡協議会の支援	スポーツや文化活動に障害のある子どもの参加を促進し、地域での子ども同士の交流を広げられるよう、大東市こども会育成連絡協議会の活動を支援します。	生涯学習課

施策の方向4 生活支援の充実

課 題

- 在宅で生活する上での支援サービスの充実
- 経済的支援や経済的負担の軽減



施策の方向

在宅での生活を支援するための居宅介護や短期入所、通所支援等のサービスの充実を図ります。また子育てについての経済的支援や医療費等負担の軽減を図る制度の実施を行います。

①在宅福祉サービスの充実

取り組み	内 容	担当課
障害福祉計画に基づくサービスの提供	障害のある子どもが、必要な障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供を受けられるよう、障害福祉計画に基づくサービスの提供に努めます。	障害福祉課 子ども室
	参入があまり進んでいない短期入所や行動援護のサービス提供事業所の確保に努めます。	障害福祉課
	《重点》医療的ケアが必要な児童のホームヘルプサービスを行える事業所の確保に努めます。	障害福祉課

②各種手当の助成

取り組み	内 容	担当課
養育・医療費の負担軽減	中学校終了までを対象とした児童手当を保護者に対して支給します。	子ども室
	ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、児童扶養手当の支給を行います。（支給要件や所得制限があります。）	子ども室
	日本国内に住所があって、20歳未満で中程度以上の障害のある児童を養護している保護者等に対し、特別児童扶養手当を支給します。（支給要件や所得制限があります。）	子ども室
	市内に住所を有する15歳到達年度末までの子どもの入院、通院にかかる医療費自己負担金の一部を公費で助成します。また、15歳到達年度末までの子どもにかかる入院時食事療養費を助成します。	福祉政策課
	児童と母または父、両親のいない児童と養育者、両親のいずれかまたは両親が重度障害のある人の世帯について、18歳に達する日の属する年度末までの児童、父、母、養育者の入院・通院について、保険診療の自己負担分の一部を公費で助成します（所得制限があります）。	福祉政策課
	重度障害のために、日常生活において常時特別な介護を要する在宅の20歳未満の人に、経済的負担を軽減するため障害児福祉手当を支給します（支給要件や所得制限があります）。	障害福祉課
保育・教育費の負担軽減	身体障害者手帳1・2級と療育手帳Aを併せ持つ重度障害のある人（児）の介護者に対し、経済的負担を軽減するため大阪府重度障害者（児）介護手当を支給します（支給要件があります）。	障害福祉課
	子ども発達支援センターや児童発達支援事業所に通所している場合に、その弟妹の保育料を減額します。また、子ども発達支援センターに通所している児童に、同時に保育所や認定こども園、幼稚園に在籍している兄弟がいる場合に、子ども発達支援センターに通所している児童の利用料を一部減額します。	子ども室
	特別支援学級在籍の児童・生徒の家庭に対し、特別支援教育就学奨励費による教育扶助を行います。	教育政策室

基本目標 Ⅲ 地域で自立した生活を送る

施策の方向1 相談支援・情報提供の充実

課 題

- 相談支援・情報提供の充実とケアマネジメントの確立
- 相談支援員の充実とネットワークづくり
- 気軽に相談できる場の充実

施策の方向

障害のある人の障害の特性や多様なニーズ等に応じて必要な障害福祉サービス等が適切に利用できるよう、相談支援および情報提供の充実を図ります。計画相談支援はサービス利用者全員を対象としており、社会資源の活用や関係機関との連携に基づき、一人ひとりのケアマネジメントを充実します。

大東市障害者総合支援協議会において、関係機関の連携によるネットワークを構築していきます。

①情報提供の充実

取り組み	内 容	担当課
保健・福祉サービスや各種制度の障害特性に配慮した情報提供の充実	障害のある人に対し、障害種別やライフステージ別などわかりやすいサービス情報の提供に努めます。	障害福祉課 地域保健課
	「障害のある人のための暮らしの情報」を発行するとともに、障害のある人の身近な相談員として、民生委員児童委員、校区福祉委員、各障害者相談員等に対する研修の充実を図ります。	障害福祉課 福祉政策課
	介護保険制度について、市職員が行う出前講座や地域包括支援センターの職員が地域で実施している活動を通じて、介護保険の情報提供や健康・福祉・医療等の勉強会等を実施します。	障害福祉課 高齢支援課
	各団体等からの依頼に基づき、公民館や集会所、老人福祉センターや施設等において介護予防や生活習慣病の予防、元気でまっせ体操、物忘れ予防講座、健康チェックなどの出前講座を行います。	障害福祉課 高齢支援課

②相談体制の充実

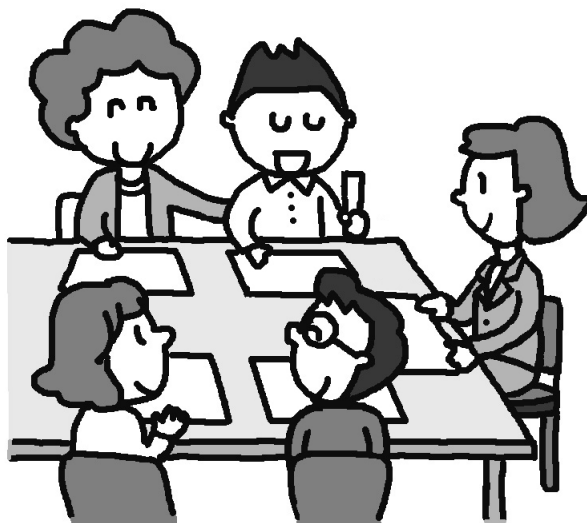
取り組み	内 容	担当課
相談支援専門員の確保と支援技術の向上	障害種別や障害の程度、家族の状況などによる様々なニーズに対応できるよう、障害特性の理解や地域生活の継続に必要な制度や地域での支援活動の把握、支援手法の習得等、相談支援専門員の研修の充実と支援技術の向上を図ります。	障害福祉課 子ども室
ニーズの把握ときめ細やかな相談支援	保育所、認定こども園、幼稚園、学校等と福祉・保健・医療等との連携によるニーズの把握ときめ細やかな相談支援のあり方を大東市障害者総合支援協議会で検討していきます。	障害福祉課 子ども室
身近な地域での相談対応の充実	障害のある人の日常生活に即した課題に対する相談や、当事者相談、サービス利用に関する相談などに対応するため、基幹相談支援センターや相談支援事業所の周知を図ります。	障害福祉課
	障害の特性やニーズに応じた支援を行うため配置されている身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神障害者相談員について、障害のある人や家族に対して周知を図ります。	障害福祉課
	民生委員児童委員は、地域の最も身近な相談員として周知を強化します。	福祉政策課
専門的な相談対応の充実	地域で暮らす高齢者を介護・福祉・健康・医療など様々な面から総合的に支えている3カ所の地域包括支援センターについて、地域包括ケアシステムの構築に向け、その機能の充実に努めます。	高齢支援課
	中学校区に配置しているコミュニティソーシャルワーカーについて、福祉の何でも相談窓口として対応する機能として市民に広く周知を図ります。	福祉政策課
関係機関等との連携による相談支援ネットワークの充実	大阪府をはじめ、相談支援事業所や地域包括支援センター等様々な専門相談機関との連携を強化し、障害のある人やその家族の多様なニーズに対応したきめ細かな支援の充実を図ります。	障害福祉課 高齢支援課 関係各課

③多様な支援ネットワークづくり

取り組み	内 容	担当課
大東市障害者総合支援協議会の機能の充実	相談支援事業をはじめ、地域の障害福祉システムを構築するための中核的な役割を果たす協議の場として、「大東市障害者総合支援協議会」のもと、今後も制度等を超えたネットワークづくりをするためのシステムについて検討します。	障害福祉課 関係各課
大東市障害者自立ネットワーク等との連携	障害のある人の自立と社会参加の促進を図るため、市内通所施設の多くが加盟している組織であり、今後も、障害のある人の社会参加や健康の保持・増進などのための行事や活動などを促進するとともに、協議体として連携を図ります。	障害福祉課
相談窓口のネットワークによる支援の充実	相談支援事業所や地域包括支援センター、民生委員児童委員協議会、コミュニティソーシャルワーカー等との連携を強化し、支援を必要とする障害のある人の把握に努めるとともに、適切なサービス利用につなげ、自立の支援を図ります。	障害福祉課 高齢支援課 福祉政策課 子ども室

④関係機関等の連携によるケアマネジメントの推進

取り組み	内 容	担当課
重層的なネットワークの形成	相談支援体制の現状把握や分析により、重層的なネットワーク体制の形成に努めます。	障害福祉課 子ども室



施策の方向2 家族介護者への支援

課 題

- 家族介護者の負担の軽減
- 家族介護者同士の情報交換や交流の機会づくり



施策の方向

家族介護者の健康状態を把握するとともに、家族介護者同士の悩み相談や情報交換等の交流の機会づくりを支援し、また心身の負担軽減のためのサービス利用の確保・充実を図ります。

①家族介護者の健康支援

取り組み	内 容	担当課
家族介護者の健康状態の把握	障害のある人の家族の障害福祉サービスの利用相談等、相談支援事業所や市担当課の窓口での相談に対応する際に、家族介護者の健康状態についても把握するなどの支援の充実に努めます。	障害福祉課 子ども室

②家族介護者の交流支援

取り組み	内 容	担当課
家族同士の交流や情報交換の機会の提供	家族介護者が悩みを相談したり、介護等についての情報交換や交流を図れるよう、家族介護者同士の交流の機会づくりを支援します。	障害福祉課 子ども室
	高次脳機能障害等の当事者組織や家族介護者の会がまだ立ち上がっていない場合、当事者組織あるいは家族介護者の会づくりを支援します。	障害福祉課 子ども室

③福祉サービス等の利用促進

取り組み	内 容	担当課
障害福祉サービス等の情報提供	家族介護者の心身の負担の軽減を図るため、短期入所や日中一時支援等サービスの確保・充実を図ります。	障害福祉課

施策の方向3 福祉サービスの充実

課 題

- 入所者・入院患者の地域生活への移行の強化
- 難病患者への支援の充実
- 重度障害のある人の地域生活への支援の充実
- 障害者施策と高齢者施策の連携強化



施策の方向

障害のある人が、施設・病院を退所・退院して地域生活に移行し、また住み慣れた地域で生活を続けていけるよう、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の提供を充実します。

また、障害福祉サービス等の制度の内容について周知するとともに、障害のある人の実情に応じたサービスの提供を充実します。

①障害福祉サービス等提供の円滑な実施

取り組み	内 容	担当課
《重点・新規》 地域生活への移行支援	入所または入院している障害のある人が、退所・退院して地域で安心して快適な生活を送ることができるよう、相談支援をはじめ様々な生活支援の強化を図ります。	障害福祉課 関係各課
《重点・新規》 地域生活支援拠点の整備	障害のある人の高齢化・重度化や親亡き後を見据え、障害のある人の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点として、地域生活支援拠点の整備を図ります。	障害福祉課 関係各課
障害福祉計画に基づくサービスの提供	障害のある人が、必要な障害福祉サービスの提供を受けられるよう、障害福祉計画に基づくサービスの提供に努めます。	障害福祉課
	参入があまり進んでいないグループホームや短期入所等不足しているサービスについて、「大東市障害者総合支援協議会」において実態と課題の把握に努めるとともに、課題解決のための方策の検討を行い、事業所の参入を促進します。	障害福祉課

取り組み	内 容	担当課
	《重点・新規》 障害のある人の一般就労への移行を促進するため、就労移行支援および就労継続支援サービス事業所や企業との連携を図ります。	産業労働課 障害福祉課
入所施設による地域生活支援	入所施設は地域生活への準備の場として、地域活動への参加支援や地域生活へのステップアップを進めます。	障害福祉課
	入所施設が地域の社会資源として、障害のある人の地域生活を支えるサービスの供給拠点となるよう、施設に対して働きかけます。	障害福祉課
医療的ケアが必要な障害のある人への対応の充実	重度障害のある人が安心して居宅において支援が受けられるよう、医療機関が実施する訪問看護の利用促進を図ります。	福祉政策課
	《重点》 医療的ケアを必要とする人等に対して、日中活動の場の拡充と短期入所事業所、訪問系事業所の参入を促進します。	障害福祉課
《新規》 難病患者への支援の充実	難病患者が、療養上、日常生活上の悩みや不安等を解消し、地域で自立し安心して生活できるよう、相談支援およびホームヘルプサービス、短期入所、日常生活用具給付等の生活支援の充実を図ります。	障害福祉課
介護保険制度等に基づく介護サービスの充実	高齢の障害のある人が、必要な介護保険サービスを安心して利用できるよう、利用の実態や課題を把握するとともに、介護サービス基盤の整備を図ります。	介護保険課
福祉用具サービスの充実	視覚障害のある人やオストメイト使用者、脊椎損傷者等に対応した各種福祉機器、補装具の給付を進めます。	障害福祉課
人材の養成・確保	大阪府等関係機関と連携し、人材の確保・定着に向け、労働条件や労働環境の改善を大阪府を通じて国へ働きかけていきます。	障害福祉課

②利用者本位のサービス提供

取り組み	内 容	担当課
制度内容の周知と事業者・施設情報の提供	障害のある人やその家族が必要な障害福祉サービス等を利用できるよう、関係機関や関係団体等と連携し情報提供を進めるとともに、パンフレット等が身近な地域の公的施設で確認できるようにします。	障害福祉課 子ども室
障害のある人の高齢化に伴う支援のあり方の検討	障害のある人の高齢化に伴う支援について対応するとともに、そのあり方について検討します。	障害福祉課 介護保険課 高齢支援課
利用者一人ひとりの実情に応じた支給決定の推進	障害のある人に適したサービスの利用促進を図るため、障害支援区分の適切な認定や利用者一人ひとりの実情に応じた支給決定に努めます。	障害福祉課 子ども室
	障害支援区分認定等に不服がある場合、大阪府に対して提起できる審査請求制度について、十分な周知を図ります。	障害福祉課
サービスの質の向上	サービス提供事業者に対して、事業に対する第三者評価機能の充実を促進します。	障害福祉課 子ども室
	サービス利用者の苦情解決のため、相談支援事業所への相談などの体制整備を促進します。	障害福祉課 子ども室

施策の方向4 保健・医療サービスの充実

課 題

- 障害のある人への保健・医療サービスの充実
- 身近な医療機関での障害のある人への理解の促進
- 地域での介護予防の取り組みの推進



施策の方向

障害のある人の生活習慣病予防のための取り組みを進めるとともに、身近な医療機関で適切に医療を受けることができるように図ります。また高齢期における介護予防のため、地域での取り組みを推進します。

①生活習慣病の予防

取り組み	内 容	担当課
健康診査や保健指導の推進	学校卒業後の障害のある人の健康管理や生活・活動支援を行うため、事業所訪問による巡回相談を進めます。	地域保健課
	学校や事業所で健診を受ける機会のない15歳以上40歳未満の市民を対象に、健康診査を実施し、健診結果については、生活習慣病の予防の観点から手渡しを原則とし、同時に保健指導を行います。要医療者が増えている中で、フォローの充実に努めます。	地域保健課
	生活習慣病の予防や介護予防のため、40歳～74歳で国民健康保険に加入している市民を対象に、特定健診や特定保健指導を実施します。	地域保健課
地域での健康づくりの促進	生活習慣病の予防を意識し、若い頃からの正しい食生活や運動習慣を身につけるための啓発活動を各地域で行います。ウォーキングのきっかけづくりとなるエンジョイウォーク事業等、健康づくりを図ることができるよう支援します。	地域保健課

②保健・医療・福祉・介護との連携

取り組み	内 容	担当課
障害・疾患の早期発見からリハビリテーション・医療体制の充実	障害およびその原因となる疾患の発見から、早期治療、リハビリテーション、福祉サービス、介護サービスへと適切に支援するため、ケースに応じて関係課と連携を進めます。	地域保健課 障害福祉課 高齢支援課 子ども室
《新規》医療機関への啓発の推進	障害のある人が身近な医療機関で受診しやすい体制となるよう、関係機関と連携し、医療機関への啓発に取り組みます。	障害福祉課 地域保健課
難病患者等への対応	在宅難病患者が地域で安心して生活を送れるよう、訪問指導等の充実を図るなど、総合的な支援体制の確保を図ります。	地域保健課
発達障害のある人への支援	成人期の発達障害のある人を対象に、地域生活および就労支援のための標準的プログラムについて、大阪府が開発した「相談支援窓口のための発達障がい支援プログラム」を参考にするとともに、「大東市障害者総合支援協議会」などで検討を進めます。	障害福祉課

取り組み	内 容	担当課
高次脳機能障害のある人への支援	大阪府の8つの二次医療圏域ごとに構築された「高次脳機能障害地域支援ネットワーク」と連携して、高次脳機能障害のある人とその家族の支援の充実に努めます。	障害福祉課
	関係課や関係機関と連携し、高次脳機能障害のある人の家族同士の交流機会などの提供等、新たな家族介護の会の組織化を検討します。	障害福祉課
自殺の予防とこころの健康づくりの推進	保健所と連携し、こころの健康相談機能の充実を図り、自殺防止や引きこもり等への対応を図るとともに、こころの健康づくりを地域全体で取り組めるよう啓発を図ります。	地域保健課 障害福祉課 関係各課
医療費の負担軽減	身体障害者手帳の等級が1・2級の人、判定機関において知的障害の程度が重度であると判定された人または身体障害者手帳を所持し、かつ知的障害の程度が中度である人について医療費自己負担金の一部を助成します。（所得制限があります。）	福祉政策課
	65歳以上で次の（１）～（５）の条件を満たす人について医療費の自己負担金の一部を助成します。（所得制限があります。） （１） 障害者医療の要件に該当する人 （２） ひとり親家庭医療に該当する人 （３） 感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律の適用を受けている人 （４） 特定疾患を有する人のうち、対象の疾患を有する人 （５） 障害者総合支援法に基づく精神通院医療を受けている人	福祉政策課

③地域での連携による介護予防の支援

取り組み	内 容	担当課
当事者および家族の会と地域との交流	当事者および家族等と地域住民や地域団体等との交流の中で、心身の機能の維持や生活習慣病の予防などを推進します。	地域保健課
専門家による連携の推進	発症から維持期まで途切れることなくリハビリテーションを継続するため、理学療法士等専門家や関係機関同士の情報交換や、医療・介護・障害などの制度改正についての情報提供を行い、専門的な指導の充実に努めます。	地域保健課
介護予防サポーターの養成と活動促進	内部障害等、中途障害を予防するとともに、身体機能の維持を図るため、介護予防事業として「元気でまっせ体操」のサポーター養成講座を開催し、サポーターの養成を推進します。また、地域での「元気でまっせ体操」グループの運営サポーターとしての活動を促進します。	高齢支援課
地域あんしんシステムの活用	地域の閉じこもり高齢者などの要援護者の情報を関係機関が入手して対応できるよう、地域包括支援センターにおいて地域あんしんシステムのネットワークを構築・運営し、閉じこもり高齢者等が地域社会に参加し、介護予防が図られるよう活用を推進します。	高齢支援課



施策の方向5 暮らしの場の確保

課 題

- 障害のある人が生涯を安心して暮らせるグループホーム等の増設
- 利用者のニーズ（高齢化、重度化等）に応じたグループホーム等の充実
- グループホーム増設・改修における資金とマンパワーの確保

施策の方向

障害のある人の住み慣れた地域での生活や地域生活移行のニーズの増大と、当事者の高齢化と保護者のさらなる高齢化に伴う、グループホーム等へのニーズの高まりに応じ、その設置等への支援を進めます。

①多様な住居の場の確保

取り組み	内 容	担当課
《重点》 グループホームの 設置促進	グループホームの安定した運営を確保するため、利用者の障害の程度やニーズに配慮し、大阪府と連携して支援を行います。	障害福祉課
	社会福祉法人や医療法人、NPO法人等にグループホーム等の設置を働きかけ、民間住宅の活用や市営住宅、府営住宅の活用を促進します。	障害福祉課 都市政策課 住宅管理課
	《新規》 障害のある人が、住み慣れた地域で安心して生活を継続し、また地域生活へ円滑に移行していくため、グループホーム等の開設等に対し、支援を行います。	障害福祉課 関係各課
	《新規》 中・重度の障害のある人のグループホームの開設について支援を行うとともに、事業所に働きかけを行います。	障害福祉課 関係各課
住宅への居住支援	障害のある人の住宅への居住を支援するため、居住サポート事業を実施します。	障害福祉課

基本目標 IV 地域で心豊かに活動する

施策の方向1 雇用・就労支援の強化

課題

- 障害のある人の状況に応じた就労支援
- 市内企業への啓発および雇用の促進
- 障害福祉サービス事業所と企業や学校との連携

施策の方向

障害のある人の雇用・就労を促進するため、ハローワーク等の関係機関との連携による事業主等への啓発を強化するとともに、障害のある人の雇用の促進および障害者就労施設の受注機会の確保等のための支援を行います。

市庁内でも、インターンシップ事業を充実するとともに、障害者就労施設等からの受注の機会を確保します。

①雇用・就労の促進

取り組み	内 容	担当課
《重点》 障害者雇用に関する理解の啓発強化	市民や事業主が障害者雇用に関する理解と認識を深めることができるよう、ハローワーク等と連携し啓発を強化します。	産業労働課
《重点》 雇用に関する助成制度の情報提供	ハローワーク等と連携し、障害者雇用に関する事業所への助成制度等の情報提供を行い、障害者雇用を働きかけます。	産業労働課
《重点・新規》 職場定着への支援	企業等において就労する障害のある人の職場生活の自立を図るため、職場での定着を支援します。	産業労働課 障害福祉課
障害者福祉ショップ等福祉的就労の場の充実	障害のある人による授産製品の製作・販売の場として福祉ショップを設置するとともに、雇用および福祉的就労の充実に努めます。	障害福祉課
就労相談の充実	障害等により就労できない人に対する雇用・就労支援を図るため、市内3か所に設置している地域就労支援センターに配置している就労支援コーディネーターにより相談を行い、雇用・就労へつなげていきます。	産業労働課

取り組み	内 容	担当課
雇用・就労の確保等の検討	障害のある人の雇用や就労を促進するため、雇用・就労の場の確保や働き続けるための支援、職場実習等、大東市障害者総合支援協議会において協議します。	障害福祉課
《重点・新規》 企業と福祉の連携の強化	企業への障害者雇用についての理解を促進するとともに、障害者就労施設の受注機会を確保するための支援を行います。	産業労働課 障害福祉課

②職業教育や職場実習の推進

取り組み	内 容	担当課
大阪府等との連携による職業訓練の機会の提供	障害のある人の職業能力を高めるため、大阪障害者職業能力開発校における訓練など、情報の提供を図ります。	障害福祉課
行政におけるインターンシップ事業の推進	一般の企業・事業所で働きたいと思っている障害のある人に、その第一歩として市役所で研修生として働く体験の機会の提供に努めます。	産業労働課 障害福祉課 人事課

③行政における雇用・就労機会の創出

取り組み	内 容	担当課
公的部門の取り組みの推進	行政のあらゆる分野において施策の創意工夫や改善を通して、障害のある人の雇用・就労の機会を創出する取り組みを推進します。	障害福祉課 産業労働課 関係各課
	《重点・新規》 障害者就労支援施設等で就労する障害のある人の自立の促進を図るため、障害者就労施設等の供給する物品や役務に対する発注を推進します。	障害福祉課 関係各課
	市役所における障害のある人の法定雇用率の達成と維持を図ります。	人事課
指定管理者制度等の活用	障害者法定雇用率を達成している企業を指定管理者の応募要件とする等、障害のある人の雇用の促進を図ります。	企画経営課

施策の方向2 居場所・生きがいのづくりの促進

課 題

- 障害のある人が気軽に集える居場所づくり
- 障害のある人の余暇活動の充実



施策の方向

障害のある人が、障害の有無にかかわらず共に仲間づくりを進めることを支援するとともに、より豊かな生活を送ることができるよう、日中活動の場を充実させ、スポーツ・レクリエーションや芸術・文化活動を促進します。

①地域での連携による仲間づくり支援

取り組み	内 容	担当課
事業所における活動の促進	障害のある人が地域でいきいきとした日常生活を送ることができるよう、障害福祉サービス事業所や相談支援事業所、地域活動支援センターにおける活動の促進を図ります。	障害福祉課
障害者団体の活動支援	障害者団体の活動を知ってもらうため、障害者団体の活動を今後も支援します。	障害福祉課
障害者相互の支援活動の促進	言語障害のある人への支援を図り、コミュニケーション方法や自主訓練指導、嚥下困難者の嚥下機能評価および生活方法への指導を行う言語障害者自主グループの活動を支援します。	地域保健課
団体間同士の交流の促進	障害者施設、障害者団体が実施する野外活動等の行事に障害のある人の移動手段として、マイクロバス等を貸し出すことにより障害のある人の社会参加を促進します。	障害福祉課
地域での交流の促進	地域で障害のある人をはじめ誰もが気軽に集うことができる場づくりを促進します。	福祉政策課 地域保健課

②スポーツ・レクリエーション活動の促進

取り組み	内 容	担当課
障害者スポーツの振興	障害者スポーツ活動の振興・充実を図るため、障害者スポーツのすそ野の拡大や選手の競技力向上に向けた各種の障害者スポーツ振興に関する取り組みを一層、促進します。	スポーツ振興課 障害福祉課
スポーツやレクリエーション活動に参加できる機会づくり	スポーツやレクリエーション活動を通じて障害のある人の体力向上を図り、近隣市の障害のある人の親睦と交流の輪を広げます。	障害福祉課
	障害者スポーツのデモンストレーションと体験、ニュースポーツの紹介や体験などの機会を提供するなど、障害のある人、子ども、高齢者が一緒に参加して、体力などに応じた範囲で誰もが参加、競技できるスポーツの祭典を開催します。	スポーツ振興課

③芸術・文化活動の促進

取り組み	内 容	担当課
各種講座や観賞の機会の提供	障害のある人の趣味や創作活動等を行う講座等の機会について周知を図り、障害のある人の社会参加の促進を図ります。	障害福祉課
	障害のある人の芸術文化への参加や鑑賞の機会の拡充を図ります。	生涯学習課 障害福祉課
地域での活動の促進	障害のある人をはじめ、誰もが気軽に交流をする中で趣味の活動などを続けられるよう、公民館や集会所などを活用した地域でのサークル活動を促進します。	生涯学習課

基本目標 V 地域で安心して暮らす

施策の方向1 地域のふれあい、支えあい活動の促進

課 題

- 障害のある人と地域のつながりの強化
- 障害福祉サービス事業所と地域の交流の機会づくり
- 障害のある人を支援するボランティアやNPOの充実

施策の方向

地域と障害のある人および障害者団体・事業所とのふれあいや交流の機会づくりの促進により、障害のある人と地域とのつながりが生まれ、一人ひとりが安心して暮らすことのできる地域社会づくりを促進します。

①ふれあいの機会づくり

取り組み	内 容	担当課
地域でのふれあい 交流の促進	障害のある児童やその家族等が、身近な地域で地域住民等と交流ができるよう、子育てサロン活動等校区福祉委員会の活動の促進を図ります。	福祉政策課 関係各課
	子どもから高齢者まで、また、障害のある人など誰でも気軽に集い、話をしたり遊んだり、悩みを相談したりできるような場づくりを推進します。	福祉政策課 関係各課
	地域の高齢者と小学校の児童が、小学校で交流しながら学校給食を食べ、高齢者の生きがいと栄養改善など、介護予防事業を推進します。	高齢支援課
	支援学校児童等および保護者と地域の支援学級在籍児童等と保護者の交流行事を促進します。	教育政策室
	地域でのふれあいの機会の充実と地域住民の活動の充実を図るため、中学校区での拠点整備を進めます。	教育政策室

取り組み	内 容	担当課
	《新規》 地域と障害福祉サービス事業所との連携により、地域住民と障害のある人のふれあいと交流の機会をつくり、障害のある人および事業所への理解の促進を図ります。	障害福祉課 関係各課
小地域ネットワーク活動の推進	小学校区を基盤に、校区福祉委員が要援護者を見守り、声かけ訪問などを行うとともに、小地域ネットワーク活動として地域でのふれあいの場となるサロンの設置などを促進します。	福祉政策課
障害者団体相互の交流の促進	障害者団体同士が相互の理解を深めることができるよう、交流の促進を図ります。	障害福祉課
障害のある人の意思疎通支援と相互理解の促進	地域で障害のある人の意思疎通支援や相互理解を促進するため、社会福祉協議会や関係団体等と連携し、市民の手話や要約筆記、音訳、点訳の学習の促進を図ります。	障害福祉課 福祉政策課

②ボランティア・NPO活動の促進

取り組み	内 容	担当課
ボランティア活動、NPOの育成・支援	障害のある人やその家庭に対してきめ細かな福祉活動を展開できるよう、ボランティアやNPO活動の育成・支援を図ります。	自治推進室 福祉政策課
障害福祉サービスや介護保険サービスと地域での見守り・支援活動の連携	障害のある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、障害福祉サービスや介護保険サービスの適切な利用を促進するとともに、校区福祉委員会やボランティア団体等の見守り・支援活動等を促進し、それぞれが連携・協力してきめ細かなサービスの提供に努めます。	障害福祉課 高齢支援課 福祉政策課
企業やその職員等の社会貢献活動の促進	障害のある人の多様なニーズに対応するため、大東市社会福祉協議会等との連携を図り、企業や商店等との連携を強化し、ボランティア活動等企業の貢献活動の促進を図ります。	福祉政策課

施策の方向2 だれもが快適で生活しやすいバリアフリーな環境づくり

課 題

- 障害のある人のための住宅や、公共施設、道路、交通環境のバリアフリー化
- 障害のある人の外出支援や意思疎通支援の充実
- 障害のある人が的確に行政情報を得ることができる支援

施策の方向

障害のある人が、快適に生活し、施設を利用し、円滑に移動できるよう、住まいや公共施設、道路、交通環境のバリアフリー化を推進します。外出に際しては、移動支援のための人的サービスや移送サービスを充実するとともに、様々な場面での意思疎通のための支援を充実します。

行政情報については、障害のある人に的確に伝わるよう、障害の特性に応じた方法による提供を充実します。

「大東市こころふれあう手話言語条例」の理念に基づき、手話の理解および普及ならびに手話を使用しやすい環境づくりに努めます。

①利用しやすい快適な施設づくり

取り組み	内 容	担当課
「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づく公共施設の整備・改善	「大阪府福祉のまちづくり条例」やバリアフリー新法に基づき、新設施設の整備や既存施設の改善を計画的に進めます。	関係各課
	民間・公益施設について、「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づく改善を働きかけます。	建築課
バリアフリー基本構想の推進	バリアフリー基本構想に基づき、住道・野崎・四条畷駅周辺地区の生活関連経路の整備を計画的に進めます。	都市政策課 道路課

②利用しやすい快適な交通環境づくり

取り組み	内 容	担当課
計画的な道路の新設・改良の推進	障害のある人をはじめ、だれもが移動しやすいよう、段差の解消等利用しやすい道路の計画的な整備を進めます。	道路課
	交通安全機器施設については、警察と連携して設置について進めていきます。	道路課

取り組み	内 容	担当課
移動の利便性の確保	市内全域の交通不便・空白地域を中心に、公共交通システムの構築を計画的に図ります。	交通対策課
放置自転車等対策の推進	駅周辺の良い環境を維持し、車いす等の利用者にとって利用しやすいまちとなるよう、放置自転車等解消の街頭啓発や移送を行います。	交通対策課
道路利用のマナーの向上	車いす利用の人などが移動しやすいように、自転車の歩道走行や歩道上の駐車・駐輪、商品のはみ出し展示など、通行の妨げとなる行為をなくすよう、市民のマナーの向上を呼びかけます。	道路課 環境課

③外出の支援

取り組み	内 容	担当課
移動支援事業等の推進	外出において支援が必要な人で、外出時に車いすを常用している人などに対し、ヘルパーによる外出時の移動支援を行います。	障害福祉課
移送サービス利用支援の推進	重度障害のある人の社会参加の促進や日常生活の利便性の向上および経済的負担の軽減を図るため、福祉タクシー利用券を交付します。	障害福祉課
	障害のある人で公共交通機関を利用して移動することが困難な人を対象に、通院や通所、レジャー等を目的に有償で行う福祉車両による移送サービスについて、事業所および運転者の増加を図ります。	高齢支援課
交通運賃等の割引や税の軽減についての制度の周知	身体障害のある人や知的障害のある人等が公共交通機関を使う場合の各種運賃や料金の割引制度の周知を図ります。	障害福祉課

④意思疎通支援の充実

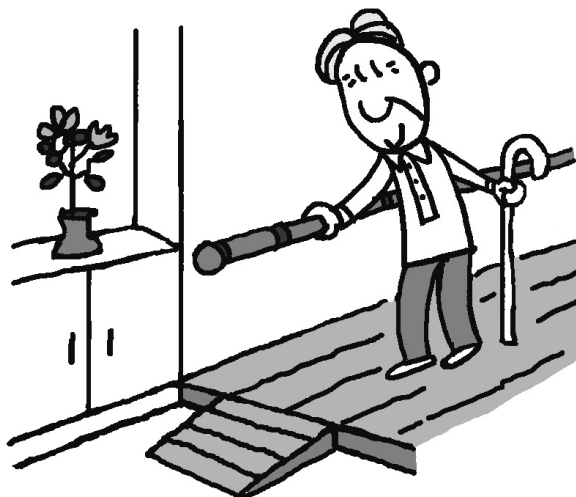
取り組み	内 容	担当課
《新規》手話の理解・普及、手話を使用しやすい環境づくりの推進	「手話に関する施策を推進するための方針」に基づき、施策を取り組みます。	障害福祉課 関係各課
手話通訳者等の派遣や人材育成の充実	障害のため意思疎通に困難を抱える人に対して意思疎通を図るため、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう通訳・介助員等の派遣、設置等の支援や養成研修等の実施により人材の育成を図ります。	障害福祉課

⑤行政情報のバリアフリー化

取り組み	内 容	担当課
障害特性に配慮した情報の提供	障害のある人への行政情報の提供の向上のため、ルビ、点字、音訳、手話通訳、要約筆記など、障害の特性に配慮した方法による行政情報の提供の充実に努めます。	障害福祉課 関係各課

⑥生活しやすい住まいづくり

取り組み	内 容	担当課
市営住宅のバリアフリー化の計画的整備・改修	市営住宅の建て替えにあたっては、障害のある人に配慮した住宅を建設するとともに、既存住宅について、高齢化対応として便器の改修（和式から洋式）および手摺の設置（便所・浴室・玄関）などのバリアフリー化を順次進めます。	建築課
住宅改修の促進	大東市障害者等日常生活用具給付事業の中で、「居宅生活動作補助用具」として住宅改修を行います。また利用に際し、訪問による改修プランの助言を行います。 介護保険による住宅改修について、安全で安心して暮らせる住まいの確保に向けて改修が必要な住宅に対して、適切にサービス提供が行えるよう、助言や指導を行います。	障害福祉課 地域保健課 高齢支援課 介護保険課



施策の方向3 防犯の地域づくり

課 題

- 障害のある人を悪質商法や詐欺等の被害から守ること
- 障害のある人のための地域での防犯活動の取り組み



施策の方向

障害のある人が、悪質商法や詐欺等の被害を受けることがないように、当事者および家族への啓発を進めるとともに、地域での見守りにおいて障害のある人を視野に入れた防犯活動の促進と体制づくりを進めます。

①防犯対策の推進

取り組み	内 容	担当課
消費トラブルの防止と対応の推進	障害のある人に対して大東市消費生活センターの周知を図るとともに、地域に出向いた啓発活動を進めます。	生活安全課
地域での防犯活動の推進	地域から犯罪をなくすため、防犯員などによる地域での見回り活動を促進するとともに、自治会や地域住民等の協力により地域ぐるみの防犯体制づくりを進めます。	生活安全課

施策の方向4 災害時も安心できる地域づくり

課 題

- 災害時に配慮すべき障害のある人の把握
- 障害のある人の災害時の支援体制の整備・充実
- 障害のある人の防災訓練への参加の促進

施策の方向

障害のある人が、災害時の要配慮者として日常的に把握され、また地域での防災訓練にも参加して、災害発生時には地域の協力を得ながら速やかに避難し、安心して生活できるように体制を整備・充実します。

①防災対策の推進

取り組み	内 容	担当課
《新規》 災害時要配慮者の把握	災害時の避難・救助を円滑に進めるために、災害時安否確認登録者の情報を集め、災害時の避難に特に配慮を要する障害のある人の名簿（「避難行動要支援者名簿」）を作成します。	危機管理室
《新規》 災害時要配慮者の避難等体制づくり	災害時の避難に特に配慮を要する者の名簿（「避難行動要支援者名簿」）を消防、民生委員等の関係者へ情報提供できるように体制を整備します。	危機管理室
	災害時において、障害のある人が安心して避難生活を送ることができるよう、福祉避難所運営マニュアルを作成し、避難所の整備と周知を図ります。	危機管理室
	災害発生時に障害のある人に対して適切に情報を伝達できるよう、障害の特性に配慮した情報伝達の体制を整備します。	危機管理室 障害福祉課
地域での防災活動の推進	地域での自主防災組織の結成を進めるとともに、関係機関と連携を図りながら、障害のある人なども参加した避難訓練等防災訓練の実施を促進します。	危機管理室

第4章

計画を実効あるもの
にするために

1 計画の推進体制

(1) 全庁的な取り組み

本計画における取り組みは、保健・医療・福祉、人権、教育、産業・雇用・就労、スポーツ・文化、住宅、交通、まちづくり、防災等、多分野に渡っています。

また平成28年4月の障害者差別解消法の施行に伴い、指定管理者を含め、全庁的に障害のある人に対しては「不当な差別的取扱い」がなく、「合理的配慮」を行うことが必要となります。

このため、本計画の推進にあたっては全庁的な取り組みを推進します。また本計画の具体的な事業の展開については、大東市総合計画の実施計画の中で実施していきます。

(2) 大東市障害福祉計画の策定

障害福祉サービス等の目標値と見込量については、障害者総合支援法に基づいて策定する障害福祉計画において具体的に設定しています。

本計画期間中は、平成28年度～平成29年度は第4期計画で設定されており、それ以降は第5期から第7期において設定します。

(3) 市、当事者、市民、事業者、企業等多様な主体の協働による取り組み

本計画において示されている、障害および障害のある人についての理解と啓発や、障害福祉サービス等の提供、障害のある人と地域の関わり、防犯・防災活動等、多くの取り組みは、多様な主体の参画が不可欠となっており、すでに市だけでなく、大阪府をはじめ大東市社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、校区福祉委員会等関係機関や地域団体、当事者団体、市民、事業者、企業等との連携と協働により進んでいます。

このため、今後とも、障害のある人の多様なニーズに応じていくため、市、当事者、市民、事業者、企業等多様な主体の協働による取り組みを推進していきます。

2

計画の進行管理

本計画の進捗状況の把握・評価等進行管理については、本市が行っている事業評価を参考にしながら実施します。障害者総合支援法に基づき策定された障害福祉計画において記載されたサービスについては、定期的に調査、分析および評価を行い、必要があると認めたときは変更等を行うことになっており、毎年進捗状況を把握していきます。

また、当事者団体をはじめサービス提供事業者等から構成されている「大東市障害者総合支援協議会」による提言を受け、必要に応じて本計画の施策に取り込むとともに、専門部会で協議する等、市と連携して進めていきます。



資料編

1

計画の策定経過および策定体制

■第4次大東市障害者長期計画策定の経過

年月日	事 項	内 容
平成27年 6月30日	第1回 第4次大東市障害者長期計画策定委員会	1 議事 (1)第4次大東市障害者長期計画策定の概要について (2)計画策定の進め方およびスケジュールについて
7月9日	第1回 第4次大東市障害者長期計画作成市民会議	1 委嘱状交付 2 会長・副会長選出 3 議事 (1)第4次大東市障害者長期計画策定の概要について (2)計画策定の進め方およびスケジュールについて (3)市民会議傍聴規則について
7月24日～ 9月7日	障害者関係団体・事業所 アンケート調査および ヒアリング調査	第4次大東市障害者長期計画策定に向けた取り組みの一環として、計画策定のための基礎資料を得るため、障害者団体および事業所に対してアンケート調査を実施。希望によりヒアリング調査も実施。 団 体：配布；6件、回収；5件 事業所：配布；68件、回収；49件
8月	関係課進捗状況調査	第3次大東市障害者長期計画（後期計画）について、事業実施状況と課題、達成度の評価等を把握するため、関係課にシート調査を実施。
9月30日	第2回 第4次大東市障害者長期計画作成市民会議	1 議事 (1)障害者団体・事業所へのアンケート調査の結果等について (2)第3次大東市障害者長期計画（後期計画）の進捗状況について (3)第4次大東市障害者長期計画素案について
11月9日	第3回 第4次大東市障害者長期計画作成市民会議	1 議事 (1)第4次大東市障害者長期計画素案について (2)今後の予定（パブリックコメント等）
11月24日 ～12月7日	パブリックコメントの実施	計画素案について市民から広く意見を募集するため、ホームページに掲載するとともに、障害福祉課窓口および情報コーナー等で閲覧できるようにします。
12月14日	第4回 第4次大東市障害者長期計画作成市民会議	1 議事 (1)第4次大東市障害者長期計画（案）について
12月24日	第2回 第4次大東市障害者長期計画策定委員会	1 議事 (1)第4次大東市障害者長期計画（案）について

大東市障害者長期計画作成市民会議規則

平成26年7月16日

規則第31号

（趣旨）

第1条 この規則は、大東市附属機関条例（平成24年条例第29号）第3条の規定に基づき、大東市障害者長期計画作成市民会議（以下「市民会議」という。）の組織および運営について、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 市民会議の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 障害者団体関係者
 - (3) 障害児団体関係者
 - (4) 障害者施設関係者
 - (5) 地域自立支援関係者
 - (6) 相談支援事業者
 - (7) 就労支援関係者
 - (8) 保健関係者
 - (9) 地域福祉関係者
 - (10) 障害当事者
 - (11) 公募市民
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、大東市障害者長期計画を策定した日までとする。
- 3 市民会議に会長を置き、委員の互選により定める。
- 4 会長は、市民会議を代表し、会務を総理する。
- 5 会長に事故あるときまたは欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 6 会長は、必要に応じ、市民会議に部会を設置することができる。

（会議）

第3条 市民会議の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 市民会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 市民会議の議事は、出席した委員（議長を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（意見の聴取）

第4条 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し市民会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第6条 市民会議の庶務は、福祉・子ども部障害福祉課において行う。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、市民会議の組織および運営に関し必要な事項は、会長が市民会議に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日以後最初に招集される市民会議の招集および会長が選任されるまでの間の市民会議の主宰は、市長が行う。

■第4次大東市障害者長期計画作成市民会議委員名簿

	委員名	所 属	区分
1	◎小寺 鐵也	学校法人綜藝種智院 種智院大学	学識経験者
2	西村 令枝	大東市聴力障害者協会	当事者
3	山下 守	大東市視覚障害者福祉協会	当事者
4	○竹田 智	大東市身体障害者福祉会	当事者
5	小池 修	大東市精神保健福祉を考える市民の会「ぶんぶん」	当事者
6	唐崎 由紀子	さんさんクラブ ～障害のある子ども達の育ち合う場を支える会～	障害児団体関係者
7	道家 厚美	大東市基幹相談支援センター	相談支援事業者
8	鎌田 浩二	北河内東障害者就業・生活支援センター	就労支援関係者
9	木下 平太	大東市障害者自立ネットワーク	障害者施設関係者 (精神)
10	千葉 文子	大東市障害者自立ネットワーク	障害者福祉関係者 (知的)
11	芝田 安弘	大阪府四條畷保健所	保健関係者
12	橋本 博之	社会福祉法人 大東市社会福祉協議会	地域福祉関係者
13	松尾 光雄	大阪府立交野支援学校四條畷校	地域自立支援関係者
14	中野 恵史		公募市民

◎は会長、○は副会長（順不同）

大東市障害者長期計画策定委員会設置要綱

平成 27 年 6 月 5 日

要 綱 第 5 7 号

（設置）

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）の規定に基づく大東市障害者長期計画（以下「計画」という。）を策定するため、大東市障害者長期計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を考慮しつつ、計画の策定に関する事務を所掌する。

- (1) 総合的かつ効果的な施策の推進に関すること。
- (2) 利用者本位の支援の推進に関すること。
- (3) 障害の特性を踏まえた施策の推進に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、障害者福祉の推進に関すること。

（組織）

第3条 委員会の委員は、福祉・子ども部長および別表に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 委員会に会長を置き、福祉・子ども部長をもって充てる。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときまたは欠けたときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 5 会長は、必要に応じ、委員会に部会を設置することができる。

（会議）

第4条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、関係者に対し委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第5条 委員会の庶務は、福祉・子ども部障害福祉課において行う。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

危機管理室	危機管理室課長
政策推進部	企画経営課長
市民生活部	産業労働課長 人権室課長
福祉・子ども部	福祉政策課長 障害福祉課長 子ども室課長
保健医療部	介護保険課長 高齢支援課長 地域保健課長
街づくり部	都市政策課長
教育委員会事務局学校教育部	教育政策室課長

2 用語の説明

【あ行】

■医療的ケア

高齢者や重度の障害のある人が受ける介護の中で医療的な介護行為を医療的ケアといいます。具体的な医療的ケアとは、たん吸引（口腔、気管等）、経管栄養（鼻の管からの栄養注入）、胃ろう（お腹から胃に小さな穴を形成し栄養注入）等が該当します。上記の他にいまだ容認されていない医療的行為に摘便、浣腸等も挙げられます。

医療的ケアは、医師法や保健師助産師看護師法で定めるところにより、医師または看護師にしか認められない行為を、ヘルパーが介護上やむを得ず行う必要な措置として、厚生労働省が一定の行為を実施することを認めてきました。平成23年6月に成立した「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」において、介護福祉士等によるたんの吸引等の実施を行うための改正が行われました。

■NPO

NPOは、non profit organization の略で、民間非営利組織などと訳され、医療・福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育、男女共同参画等、多様な分野における自主的・自発的な社会活動を行っています。平成10年3月に成立した「特定非営利活動促進法（NPO法）」は、法人格を取得し、社会的信用を高めることを目的としてNPOを支援・育成していくためのもので、宗教や政治活動を主な目的としないという前提で、公益のために活動することをNPO法人の要件としています。

■大阪府福祉のまちづくり条例

大阪府では、平成4年10月に大阪府福祉のまちづくり条例を独自に制定し、平成4年3月に大阪府建築基準法施行条例を改正し制定した大阪府建築基準法施行条例（福祉関係規定）とともに、すべての人が自らの意思で自由に移動でき、社会に参加できる福祉のまちづくりを進めてきました。心のかよったまちづくりのために、府民、事業者、行政が一体となって進めていくことをうたい、不特定かつ多数の人が利用する建築物、道路、公園、駐車場（これらを「都市施設」といいます。）を対象に、整備の基準を定めています。整備基準に適合するように整備・改善された都市施設には「適合証」を交付しています。

■オストメイト

直腸がんや膀胱がん、事故などにより、消化器や尿管などが損なわれることにより、腹部などに排泄のための開口部（ストマ／人工肛門・人工膀胱）を造設した人のことです。

【か行】

■学習障害

基本的には全般的な知的発達に遅れはないものの、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を示すものです。学習障害はその原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されますが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接的な原因となるものではありません。

■キャリア教育

子どもたちが生きる力を身につけ、社会人として自立できるようにするための教育活動のことをいいます。中央教育審議会キャリア教育・職業教育特別部会において、平成20年12月24日の文部科学大臣からの諮問「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」を受け、平成21年度にかけて審議が行われました。

■国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)

この法律は、障害者就労施設、在宅就業障害者等および在宅就業支援団体の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害のある人、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的として、平成24年6月に公布され、平成25年4月1日から施行されました。国および独立行政法人等は、公契約について、競争参加資格を定めるに当たって法定雇用率を満たしていること、または障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等、障害のある人の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとされ、地方公共団体および地方独立行政法人は、国および独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めるものとされています。

■ケアマネジメント

利用者の必要とするケアを調整する機能を果たす援助で、利用者が社会生活を行う上でのさまざまなニーズに対応して、適切な社会資源と結び付けることをいいます。社会資源は、家族、親戚、友人、知人、近隣、ボランティア等のインフォーマルな資源と、地域の団体・組織、法人組織、行政、企業等のフォーマルな資源、そして利用者自身のもつ内的資源があるとされます。ケアマネジメントの援助は、①入口 ②アセスメント（心身の状態や問題状況等の把握・理解） ③ケース目標の設定とケアプランの作成 ④ケアプランの実施 ⑤モニタリング（ケアプランにそって提供されるサービスが利用者のニーズにうまく対応できているかどうか確認し、チェックすること） ⑥再アセスメント ⑦終結といった過程で行っています。

■計画相談支援

障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障害のある人と、障害福祉サービスを利用するすべての障害のある児童を対象に、支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成します。支給決定または変更後、サービス事業者等との連絡調整、計画の作成を行います。厚生労働省令で定める期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

■高次脳機能障害

脳の機能の中で、生命維持にかかわる基礎的な生理学的機能（血液の流れの速度、呼吸や体温の調整、覚醒リズム、運動調整等）に対し、注意・感情・記憶・行動等の認知機能を高次脳機能と呼びます。交通事故や頭部のけが、脳卒中等で脳が部分的に損傷を受けたため、言語や記憶等の機能に障害が起きた状態をいいます。注意力や集中力の低下、比較的古い記憶は保たれているのに新しいことは覚えられない、感情や行動の抑制がきかなくなる等の精神・心理的症状が現れ、周囲の状況にあった適切な行動が選べなくなり、生活に支障を来すようになります。また、外見上では分かりにくいいため、周囲の理解が得られにくいといわれています。

■広汎性発達障害

自閉症児にみられる特徴で、①対話・伝達の障害、②社会性の障害、③興味・行為の偏り（想像力障害）、の3つの主徴がみられる発達障害のことをいいます。脳機能障害または成熟の遅れが主要な原因として考えられていますが、不明の部分が多い状況です。成人期に生じる精神障害とは異なります。カナータイプ、アスペルガータイプなどがあります。

■高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）

高齢者、障害のある人等の円滑な移動および建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進するため、(1)主務大臣による基本方針の策定、(2)旅客施設、建築物等の構造および設備の基準の策定、(3)市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障害のある人等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等およびこれらの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等が定められました。（平成18年6月成立、平成18年12月20日施行）

■コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

大阪府社会福祉審議会答申「これからの地域福祉のあり方とその推進方策について」（平成14年9月）の中で、コミュニティソーシャルワーカーとは、「地域において支援を必要とする人々の生活圏や人間関係など、環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする活動やサービスを発見して支援を必要とする人に結びつけることや、新たなサービスの開発や公的制度との関係の調整などを行う専門知識を有するもの」としています。

【さ行】

■サービスの自己評価

問題点を改善し、サービスの質の向上を図ることができるように、サービスの提供者である施設および事業者が自らサービスの質の評価を行うことをいいます。

■就労支援コーディネーター

相談やカウンセリングを通して、雇用・就労をさまたげている原因を把握して、どのようにしていけばよいかの具体的な助言・指導を行います。施設の案内や職業訓練の紹介など、一人ひとりに合ったメニューを提供します。

■障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的として、平成25年6月に公布され、平成28年4月1日に施行されます。そして、国の行政機関や地方公共団体等および民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止すること、差別を解消する取り組みについて政府全体の方針を示す「基本方針」を作成すること、行政機関等ごと、分野ごとに障害を理由とする差別の具体的内容等を示す「対応要領」・「対応指針」を作成することを主に定めています。

■「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）

この法律は、「障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立および社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資すること」を目的として、平成23年6月に公布され、平成24年10月1日に施行されました。そして国や地方公共団体、障害のある人の福祉施設従事者、使用者等に障害のある人への虐待の防止等のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障害のある人を発見した者に対する通報義務を課す等を定めています。

■障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）

この条約は、障害のある人の権利および尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約であり、平成18年12月の第61回国連総会において正式に採択されました。わが国は平成19年9月に署名し、平成26年1月20日に批准し、同年2月19日に効力を発生しました。

■障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）

昭和35年7月に公布され、身体障害のある人または知的障害のある人の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置その他障害のある人がその能力に適合する職業に就くこと等を通じてその職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、もつて障害のある人の職業の安定を図ることを目的としています。平成25年6月の改正では、雇用の分野における障害を理由とする差別的取扱いが禁止され、事業主に、障害のある人が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を講ずることが義務付けられ、平成28年4月1日から施行されます。また法定雇用率の算定基礎の対象に新たに精神障害のある人を加えることとなり、平成30年4月1日から施行されます。

■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

障害者自立支援法に代わる新たな法律として、「障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与すること」を目的として、平成25年4月1日に施行されました。難病患者も対象にして、障害者支援区分を創設し、障害のある人に対する支援として、①重度訪問介護の対象拡大（「重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるもの」とする） ②共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化 ③地域移行支援の対象拡大 ④地域生活支援事業の拡大（地域社会における障害のある人に対する理解を深めるための普及啓発、コミュニケーション支援を行う手話通訳等を行う者を養成する事業等）等が拡充されました。

■小地域ネットワーク活動

校区（地区）を単位に、高齢者や障害のある方、子育て中の保護者などで援護を必要とする人を対象に進められている高齢者ふれあいサロンや子育てサロンなど、地域住民による助け合いや支え合いの活動のことをいいます。

■成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害等の理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金等の財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだりすることが難しい場合があります。また、自分には不利益な契約であっても、よく判断ができずに契約を結んでしまうなどの恐れがあります。成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が本人の利益を考えながら、本人に代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって本人を保護・支援するのが成年後見制度です。

■相談支援

障害のある人やその家族等からの相談に応じて、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うサービスです。

【た行】

■第三者評価

介護保険サービスや障害福祉サービス等の利用者が、質の高いサービスを選択できるように、事業者が提供するサービスの質を当事者である事業者および利用者以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価することをいいます。

■地域移行支援

障害者支援施設または児童福祉施設に入所している障害のある人、精神科病院に入院している精神障害のある人を対象に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。

■地域就労支援センター

働く意欲がありながら、年齢、障害、ひとり親等の理由により就労が実現できずにいる方を対象に、就職に向けた相談や各種能力開発セミナー等の情報提供を行うとともに、ハローワークなどにつなぎます。相談は、地域就労支援コーディネーターが面接等の方法により、相談者と共に考え、一人ひとりに応じた助言・提案、各就労支援施設の紹介、求人情報の提供を行い、雇用就労に向けて支援します。大東市では3カ所に設置されています。

■地域福祉

障害のある人や経済的に困っている人など、特定の人を支援するのではなく、地域の誰もが自分らしく、よりよく生きることができるよう、また、様々な生活課題の解決に向けて、行政をはじめ地域住民、地域団体、サービス提供事業者、企業等の様々な主体が協働して、必要な保健・医療・福祉サービスの整備や総合化、開発を図るとともに、個性豊かで活力に満ちた住み続けたい地域づくりを、その地域の実情に合った活動として進め、その成果を次に生かすという絶え間のない取り組みのことをいいます。

■地域リハビリテーション

障害のある人や高齢者が住み慣れた所で、そこに住む人々と共に、生涯安全にいきいきとした生活が送れるように、医療や保健・福祉および生活にかかわるあらゆる人々のリハビリテーションの立場に立った活動のことをいいます。

■特別支援教育コーディネーター

各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う専門職を担う教員のこと。

■閉じこもり

高齢者の場合、閉じこもりが問題となっています。閉じこもりとは、特に病気もないのに、家等から出ないなど、活動的な生活をしていないことをいいます。老化に伴い心身機能の低下から閉じこもりがちになりやすく、介護予防の観点からもこのような高齢者の生きがいを高め心身機能の維持・向上を図ることが必要になっています。

【な行】

■内部障害

身体障害者福祉法に定められた身体障害のうち、心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう・直腸機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害の7つの障害の総称です。

■認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能、および地域における子育て支援を行う機能を備え、認定基準を満たす施設は、都道府県等から認定を受けることができます。

■ノーマライゼーション

直訳すると「普通なものにすること」という意味で、障害のある人や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように普通の生活を送ることができる社会こそ普通の社会であるという考え方のことです。

【は行】

■発達障害

ADD（ADHD）ー注意欠陥障害（注意欠陥・多動性障害）、LDー学習障害、アスペルガー症候群・高機能自閉症等を発達障害といいます。ADD（ADHD）は不注意と多動（衝動）性の症状が主な発達障害で、LDは読む、話す、書く、聞く、計算する等を正確にできにくいなど、学習能力に問題がある障害です。アスペルガー症候群・高機能自閉症は、知的には遅れはないが自閉症と共通する症状が認められ、自分の興味のあることだけを一方的に話すなど、コミュニケーションの問題が見受けられます。

平成16年12月10日に公布、平成17年4月1日に施行された「発達障害者支援法」では、発達障害の定義として、広汎性発達障害（自閉症、アスペルガー症候群等）、学習障害、注意欠陥多動性障害の3つと、これらに類するもので、通常低年齢で発現し、日常生活に制限を及ぼす脳機能障害をあげ、発達障害の早期発見や発達障害のある人に対する早期支援、教育、就労支援について定めるとともに、国や地方公共団体の責務の明確化、情報提供や関係機関との連絡・調整、相談・支援の中心的役割を果たす発達障害のある人への支援等を盛り込んでいます。

■パブリックコメント

市の基本的な施策に関する計画などを策定するにあたって、事前に内容を公表して市民の皆さんから意見を募集し、それらを踏まえて決定するとともに、提出された意見とその意見に対する市の考え方を公表する一連の手続きをいいます。

■バリアフリー

公共の建物や道路、個人の住宅等において、障害のある人や高齢者をはじめだれもが安心して利用できるように配慮した生活空間のあり方のこと。具体的には車いすでも通ることができるように道路や廊下の幅を広げたり、段差を解消したり、手すりを設置したりすることをいいます。また、物理的な障壁だけでなく、社会参加への障壁の排除等心理的、制度的な意味でも用いられます。

■引きこもり

厚生労働省国立精神・神経センター精神保健研究所社会復帰部によると、引きこもりとは「様々な要因によって社会的な参加の場面がせばまり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態」と定義しています。

■フォローアップ

後まで面倒をみることをいいます。

■法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」に、民間企業、国、地方公共団体は、一定の雇用率に相当する数以上の身体障害のある人または知的障害のある人を雇用しなければならないと定められており、その雇用率を法定雇用率とといいます。一般の民間企業は2.0%、国・地方公共団体・特殊法人は2.3%、都道府県等の教育委員会は2.2%となっています。身体障害のある人、知的障害のある人に加えて、精神障害のある人（精神障害者保健福祉手帳保持者）も各企業の雇用率の算定対象になっています。また、障害のある人を雇用しなければならない事業主の範囲が従業員50人以上となっています。

【や行】

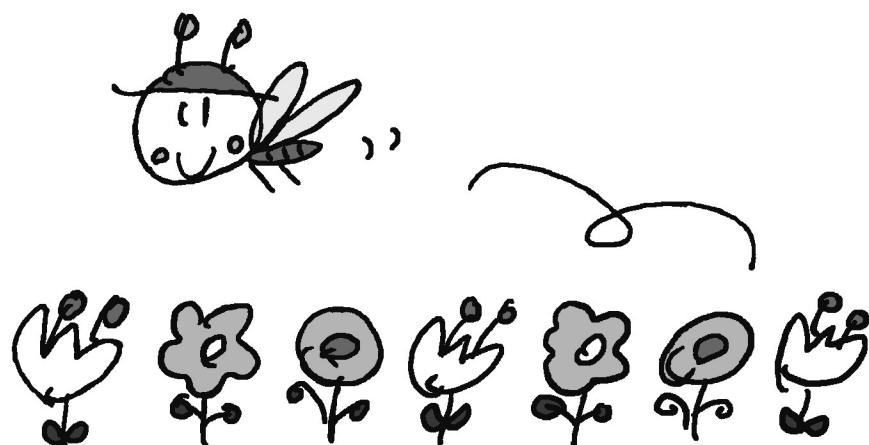
■ユニバーサルデザイン

性別や年齢、障害の有無にかかわらず、すべての人が利用可能なように、常によりよいものに改良していこうという考え方です。また、施設や設備に限らず、誰もが生活しやすいような社会システムを含めて広く用いられることもあります。

【ら行】

■ライフステージ

人生の段階区分のこと。幼少年期、青年期、壮年期、高齢期をいいます。また、母子保健では思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期ともいい、各期の区分はさまざまです。



第4次大東市障害者長期計画

～障害の有無にかかわらず一人ひとりの人格と個性を尊重し、
すべての人が共に支えあい共に生きる社会をめざして～

平成 28（2016）年 3 月

編集・発行 大東市 福祉・子ども部 障害福祉課

〒574-8555

大阪府大東市谷川1丁目1番1号

TEL：072-872-2181（代）

FAX：072-873-3838

印刷物番号

27-99
